

第198回 定時株主総会 招集ご通知

2019年4月1日～2020年3月31日

▶ 日時

2020年6月23日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

▶ 場所

東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル
2階「プロビデンスホール」

昨年と同じホテルですが、会場が異なりますので、
お間違えのないようお願い申し上げます。

株主の皆様の安全を第一に考え、本定時株主総会
では、ご出席の株主様へのお土産のご用意はござ
いけません。何卒ご理解くださいますようお願い申
しあげます。

Contents

■ 第198回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 取締役12名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
(添付書類)	
■ 事業報告	17
■ 連結計算書類等	48
■ 監査報告書	52

議決権行使期限

株主総会当日にご出席されない場合は、郵送
またはインターネットにより、

**2020年6月22日（月曜日）
午後5時まで**に

議決権を行使くださいますようお願い申し
あげます。

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素よりひとかたならぬご支援お引き立てを賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第198回定時株主総会を以下のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

2020年6月8日

(証券コード 5801)
東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
古河電気工業株式会社
取締役社長 **小林 敬一**



第198回定時株主総会招集ご通知

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル 2階「プロビデンスホール」
昨年と同じホテルですが、会場が異なりますので、
お間違えのないようご注意ください。

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。また、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項	第1号	第198期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類の監査結果報告の件
	第2号	第198期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	第1号議案	剰余金の配当の件
	第2号議案	取締役12名選任の件
	第3号議案	監査役1名選任の件
	第4号議案	補欠監査役1名選任の件

- 株主の皆様の安全を第一に考え、本定時株主総会では、ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 本定時株主総会における新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応については、当社ホームページにも掲載させていただきます。今後の状況変化によって、株主総会運営に変更がある場合には、その内容を当社ホームページにて随時更新いたします。また、開催を予定している会場の使用が困難となった場合、会場を変更する可能性がございます。その場合、速やかに当社ホームページにて変更後の会場をお知らせいたします。ご来場を検討される株主の皆様におかれましては、当日ご来場前に必ず当社ホームページをご確認くださいようお願い申し上げます。

<https://www.furukawa.co.jp/ir/stock/meeting.html>



4. 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。以下をご参照のうえ、いずれかの方法にてご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会当日に ご出席される方



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時 | **2020年6月23日（火曜日）午前10時**

株主総会当日に ご出席されない方

「郵送」または「インターネット」で事前に議決権を行使いただくことができます。

郵 送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使期限 | **2020年6月22日（月曜日）午後5時（必着）**

または
インターネット



議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/> にて各議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。

議決権行使期限 | **2020年6月22日（月曜日）午後5時**

▶ インターネットによる議決権行使につきましては、3ページ記載の「1. インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

【ご注意】 議決権行使書用紙およびインターネットによりまして、二重に議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合、最終の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

5. その他

- (1) 本招集ご通知に際して株主の皆様にご提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条に基づき、当社ホームページに掲載をさせていただいております。
- (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合、当社ホームページにおいて、その内容をご通知いたします。

当社ホームページ

<https://www.furukawa.co.jp/>



以 上

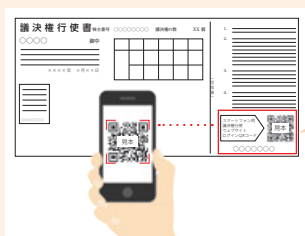
【ご案内】

1. インターネットによる議決権行使のご案内

【議決権行使期限 2020年6月22日（月曜日）午後5時】

1. ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使®」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

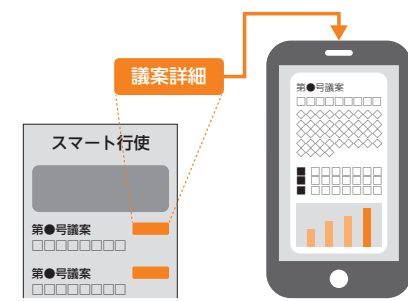
「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、下記2.の手順により再度議決権行使をお願いいたします。

※ログインQRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

「スマート行使」の画面上で
株主総会議案の詳細が参照可能になりました



2. 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

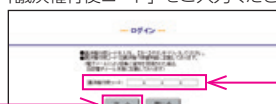
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
(初回のみ) ご自身で新しい
パスワードを設定してください
「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

2. 単元未満株式の買取・買増制度について

単元未満株式を保有する株主様には、当社に対しその単元未満株式の数と併せて1単位になる数の株式を買増請求する「買増制度」および当社へ保有する単元未満株式の買取を請求する「買取制度」がございます。買増および買取の価格は、市場価格となります。

単元未満株式の買増・買取のお申出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、下記3の株主名簿管理人までお問い合わせください。

3. お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

- (1) インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社では、資本効率を重視した経営を目指し、成長戦略投資や次世代新事業育成、財務体質の改善ならびに株主還元のバランスをとることを、資本政策の基本的な方針としています。

この基本方針のもと、中期経営計画「Furukawa G Plan 2020」においては、当社グループの持続的成長を支える注力事業分野（インフラ／自動車市場）での利益拡大および新事業創出のための設備投資・研究開発に対して優先的に経営資源を振り向け、当社グループの収益力を強化するとともに、財務体質の改善を継続し、株主還元については、安定配当の継続を経営の最重要事項の一つと位置づけております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績等を踏まえ、1株につき85円とさせていただきます。

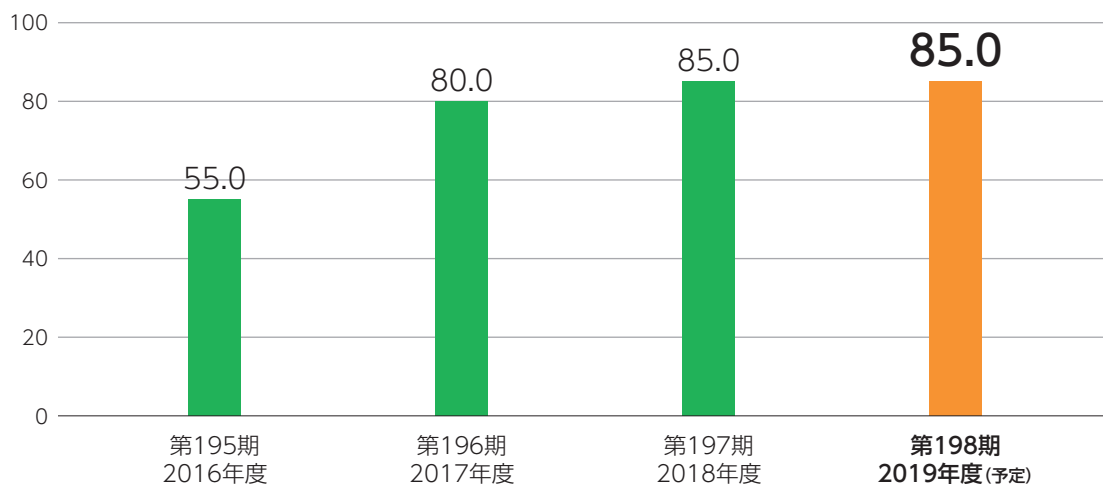
(1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金85円 総額6,002,481,040円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月24日

ご参考 1株当たり配当金の推移 (単位:円)



第2号議案

取締役12名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名	当社における地位および担当
1	しばた みつよし 柴田 光義 再任	取締役会長
2	こばやし けいいち 小林 敬一 再任	代表取締役社長
3	ふじた すみたか 藤田 純孝 再任 社外 独立	社外取締役
4	つかもと おさむ 塚本 修 再任 社外 独立	社外取締役
5	なかもと あきら 中本 晃 再任 社外 独立	社外取締役
6	みよかわ よしろう 御代川 善朗 再任 社外 独立	社外取締役
7	やぶ こ 藪 ゆき子 再任 社外 独立	社外取締役
8	おぎわら ひろゆき 荻原 弘之 再任	代表取締役兼執行役員副社長 グループ変革本部長
9	くろだ おさむ 黒田 修 再任	取締役兼執行役員常務 営業統括本部長
10	みやもと さとし 宮本 聡 再任	取締役兼執行役員常務 総務・CSR本部長
11	まき けん 牧 謙 再任	取締役兼執行役員 戦略本部長
12	ふくなが あきひろ 福永 彰宏 再任	取締役兼執行役員 財務・グローバルマネジメント本部長

社外：社外取締役候補者 独立：独立役員候補者

各取締役候補者は、委員の過半数および委員長を社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。

【役員候補者の指名に関する方針】

当社では、役員候補者について、能力、知識、経験等に加え、性別・国際性面の多様性から生まれる多角的な視点が当社グループのグローバルでの事業推進、適切な監督・監査に資するという認識に立ち、次の観点からその選定を行っております。

- 社外役員候補者：様々な視点・角度からの取締役会議論への参加を期待し、企業経営や行政の経験者、技術に精通したエンジニア、法律や会計等の専門家など、知見や経歴を異にする人材をバランスよく選定すること
- 社内役員候補者：国内外に多くの関係会社を擁し、事業分野も非常に幅広く多岐に亘る当社グループの特徴を踏まえ、当社グループの企業価値の向上に資するために、その時々においてそれぞれの役職に必要とされる能力、知識、経験等を有していると認められる人材を選定すること

各候補者の略歴ならびに指名の理由につきましては、次ページ以降をご参照ください。

候補者
番号

1

しばた
柴田

みつよし
光義

(1953年11月5日生)

再任



略歴、当社における地位および担当

1977年 4 月 当社入社
2008年 6 月 当社執行役員、経営企画室長
2009年 1 月 当社執行役員、金属カンパニー副カンパニー長
同 年 6 月 当社執行役員常務、金属カンパニー長
2010年 6 月 当社取締役兼執行役員常務、金属カンパニー長
2012年 4 月 当社代表取締役社長
2013年11月 当社代表取締役社長兼グループ・グローバル経営推進本部長
2016年 4 月 当社代表取締役社長
2017年 4 月 当社取締役会長（現在に至る）

所有する当社株式の数
普通株式 7,400株
潜在的な株式(*1) 25,500株

重要な兼職の状況

いすゞ自動車(株)社外取締役、東武鉄道(株)社外取締役、朝日生命保険相互会社社外監査役

取締役候補者とする理由

柴田光義氏は、代表取締役社長を含め永年にわたり当社グループの経営に携わっており、企業経営に関する豊富な経験および高度な知見を有しております。2017年からは取締役会議長として、非業務執行の立場から社長以下の経営陣による業務執行の監督および取締役会の運営改善の取組みを推進するなど取締役会の実効性向上において中心的な役割を担っております。同氏の当社グループにおける豊富な経営経験が取締役会における戦略的議論およびコーポレートガバナンスのさらなる強化に貢献することを期待して、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

出席率
取締役会 (*2)
100% (16回中16回)
指名・報酬委員会 (*3)
100% (10回中10回)

候補者
番号

2

こばやし
小林

けい い ち
敬一

(1959年6月24日生)

再任



略歴、当社における地位および担当

1985年 4 月 当社入社
2014年 4 月 当社執行役員、銅条・高機能材事業部門長
2015年 4 月 当社執行役員常務、自動車・エレクトロニクス材料系事業部門管掌
兼銅条・高機能材事業部門長
同 年 6 月 当社取締役兼執行役員常務、自動車・エレクトロニクス材料系事業部門管掌
兼銅条・高機能材事業部門長
2016年 4 月 当社代表取締役兼執行役員専務、グローバルマーケティングセールス部門長
2017年 4 月 当社代表取締役社長（現在に至る）

取締役候補者とする理由

小林敬一氏は、代表取締役社長として、事業運営やマーケティング・セールスに関する豊富な経験、高度な知見および優れたリーダーシップを有しております。中期経営計画「Furukawa G Plan 2020」の達成に向けて、重点領域強化の取組みや同領域との事業シナジー等を総合的に勘案した事業ポートフォリオの見直しを進めるなど各種施策を実行してまいりました。同氏は、経営トップとして中期経営計画を強力に推進するとともに、2030年を見据えて策定した「古河電工グループ ビジョン2030」の実現に向け、企業価値のさらなる向上を図る任に当たっており、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

所有する当社株式の数
普通株式 5,300株
潜在的な株式(*1) 22,670株

出席率
取締役会 (*2)
100% (16回中16回)
指名・報酬委員会 (*3)
100% (10回中10回)

候補者
番号

3

ふじた
藤田

すみたか
純孝

(1942年12月24日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数
普通株式 4,800株

出席率
取締役会 (*2)
100% (16回中16回)
指名・報酬委員会 (*3)
100% (10回中10回)

略歴、当社における地位および担当

1965年 4月 伊藤忠商事(株)入社
1995年 6月 同社取締役業務部長
1997年 4月 同社常務取締役、経営企画担当役員補佐
1998年 4月 同社代表取締役常務取締役、経営企画担当役員
同 年 7月 同社代表取締役常務取締役、財務・経理担当役員
1999年 4月 同社代表取締役専務取締役、チーフフィナンシャルオフィサー
2001年 4月 同社代表取締役副社長、チーフフィナンシャルオフィサー兼経営企画・財務・経理・審査担当役員
2003年 4月 同社代表取締役副社長、社長補佐、職能管掌兼チーフフィナンシャルオフィサー兼チーフコンプライアンスオフィサー
2006年 4月 同社代表取締役副会長、社長補佐
同 年 6月 同社取締役副会長、社長補佐
2008年 6月 同社相談役
同 年 同月 当社社外取締役 (現在に至る)
2011年 7月 伊藤忠商事(株)理事 (現在に至る)

重要な兼職の状況

伊藤忠商事(株)理事、オリンパス(株)社外取締役、一般社団法人日本CFO協会理事長

社外取締役候補者とする理由

藤田純孝氏は、大手総合商社においてCFO（最高財務責任者）など経営の要職を務め、企業経営、財務・会計およびコーポレートガバナンスに関する豊富な経験および高度な知見を有しております。同氏は、当社社外取締役に就任以降、取締役会において積極的な発言を行うとともに、指名・報酬委員会においては委員長として役員の人事・報酬の審議に携わり、また、幹事社外役員として社外役員会議の議長を務め当社経営課題に対する社外役員間での認識共有を図るなど、当社のコーポレートガバナンスの水準向上に大いに寄与されてきました。今後もコーポレートガバナンスのさらなる強化やグループ・グローバル経営の一層の促進に貢献いただくことを期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

候補者
番号

4

つかもと
塚本

おさむ
修

(1953年6月11日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数
普通株式 500株

出席率
取締役会 (*2)
93.8% (16回中15回)
指名・報酬委員会 (*3)
90% (10回中9回)

略歴、当社における地位および担当

1977年 4月 通商産業省入省 (現 経済産業省)
2003年 7月 同省大臣官房審議官 (地域経済産業グループ・資源エネルギー庁担当)
2004年 6月 同省製造産業局次長
2006年 7月 同省大臣官房技術総括審議官
2008年 7月 同省関東経済産業局長
2009年 7月 同省地域経済産業審議官
2010年 7月 同省退官
同 年10月 学校法人東京理科大学特命教授
同 年 同月 当社非常勤顧問
2013年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)
2014年 3月 学校法人東京理科大学特命教授退任
同 年 6月 一般財団法人石炭エネルギーセンター理事長 (現在に至る)

重要な兼職の状況

一般財団法人石炭エネルギーセンター理事長

社外取締役候補者とする理由

塚本修氏は、直接企業経営に携わった経験はありませんが、経済産業省において永年にわたり産業政策に関与してきた経験や幅広い知識を有しております。同氏は、当社社外取締役に就任以降、研究開発および新事業の方向性に関して積極的な助言・提言をされてきました。当社グループが新技術の開発や新事業育成へより注力するにあたり、同氏の産業政策に関する深い知見に基づく助言・提言は極めて有益であることに加え、中期経営計画の進捗等に関する監督的役割に期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

候補者
番号

5

な か も と

中本

あ き ら

晃

(1945年11月25日生)

再任

社外

独立



略歴、当社における地位および担当

1969年 4月 (株)島津製作所入社
2001年 6月 同社取締役、分析機器事業部長
2005年 6月 同社常務取締役、分析計測事業部長
2007年 6月 同社専務取締役、社長補佐、リスクマネジメント・広報・経理・法務担当
2009年 6月 同社代表取締役社長
2015年 6月 同社代表取締役会長（現在に至る）
2016年 6月 当社社外取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

(株)島津製作所代表取締役会長

社外取締役候補者とする理由

中本晃氏は、技術開発力に定評のある大手精密機器メーカーの代表取締役社長、同会長を歴任し、グローバル企業経営、事業戦略およびものづくり全般に関する豊富な経験および高度な知見を有しております。同氏は、当社社外取締役に就任以降、中長期的な事業戦略や製品品質等に関して積極的な助言・提言を行い、中期経営計画の進捗等に関して監督的役割を担ってられました。今後、当社グループが技術に立脚した事業のさらなる展開を目指すにあたり、同氏の豊富な企業経営経験等からの有益な助言・提言および経営の監督を期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

所有する当社株式の数
普通株式 1,100株

出席率

取締役会 (*2)

100% (16回中16回)

指名・報酬委員会 (*3)

100% (10回中10回)

候補者
番号

6

み よ か わ よ し ろ う

御代川 善朗

(1952年12月28日生)

再任

社外

独立



略歴、当社における地位および担当

1975年 4月 山之内製薬(株)入社（現 アステラス製薬(株)）
2003年 1月 同社業務改革推進部長
2004年 9月 同社グループ戦略企画部合併準備委員会統括事務局リーダー
2005年 4月 同社統合推進部長
同 年 9月 同社執行役員、ビジネスイノベーション部長
2006年 4月 同社執行役員、経営管理本部人事部長
2008年 4月 同社執行役員、経営管理担当
同 年 6月 同社上席執行役員、経営管理担当
2011年 6月 同社副社長執行役員、経営管理担当
2013年 6月 同社代表取締役副社長、経営管理・コンプライアンス担当
2017年 6月 同社退任
2019年 6月 当社社外取締役（現在に至る）

社外取締役候補者とする理由

御代川善朗氏は、大手製薬会社において管理部門の要職や代表取締役副社長等を歴任し、企業経営、コンプライアンスおよびコーポレートガバナンスに関する豊富な経験および高度な知見を有しております。同氏は、当社社外取締役に就任以降、中長期的な事業戦略、コーポレートガバナンスおよび人材戦略等に関して積極的な助言・提言を行い、中期経営計画の進捗等に関して監督的な役割を担ってられました。今後、当社グループがグループガバナンス体制の一層の充実を推進するにあたり、同氏の豊富な企業経営経験等からの有益な助言・提言および経営の監督を期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

所有する当社株式の数
普通株式 1,200株

出席率

取締役会 (*2)

100% (12回中12回)

指名・報酬委員会 (*3)

100% (7回中7回)

候補者
番号

7

やぶ
藪こ
ゆき子

(1958年6月23日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数
普通株式 200株

出席率
取締役会 (*2)
100% (12回中12回)
指名・報酬委員会 (*3)
100% (7回中7回)

略歴、当社における地位および担当

1981年 4月 松下電器産業(株)入社 (現 パナソニック(株))
2006年 1月 同社ホームアプライアンス社技術本部くらし研究所長
2011年 1月 同社コーポレートブランドストラテジー本部グローバルコンシューマーリサーチセンター所長・理事
2012年 4月 同社グローバルコンシューマーマーケティング部門直轄コンシューマーリサーチセンター所長・理事
2013年 4月 同社アプライアンス社グローバルマーケティングプランニングセンターコンシューマーリサーチ担当理事兼グループマネージャー
2014年 3月 同社退社
同 年 6月 (株)ダスキン社外取締役
2015年 6月 宝ホールディングス(株)社外取締役
2016年 6月 大和ハウス工業(株)社外取締役 (現在に至る)
2017年 6月 (株)ダスキン社外取締役退任
2018年 6月 宝ホールディングス(株)社外取締役退任
2019年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)

重要な兼職の状況

大和ハウス工業(株)社外取締役

社外取締役候補者とする理由

藪ゆき子氏は、これまで社外役員となること以外の方法で企業経営に携わった経験はありませんが、複数の上場企業で社外役員としての経験を有していることに加え、大手電機メーカーで培った顧客視点からのマーケティングや製品開発に関する豊富な経験および高度な知見を有しております。同氏は、当社社外取締役に就任以降、マーケティング活動や人材戦略等に関する積極的な助言・提言を行い、中期経営計画の進捗等に関して監督的役割を担ってこられました。今後、当社グループがグローバルでの販売拡大を加速するにあたり、同氏のマーケティング・製品開発等の知見に基づく助言・提言および経営の監督を期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

候補者
番号

8

おぎわら
荻原ひろゆき
弘之

(1961年2月18日生)

再任



所有する当社株式の数
普通株式 4,400株
潜在的な株式(*1) 11,330株

出席率
取締役会 (*2)
100% (16回中16回)

略歴、当社における地位および担当

1983年 4月 当社入社
2003年12月 OFS Fitel, LLC Vice President and Chief Financial Officer
2005年11月 当社経理部会計第二課長
2009年 6月 当社経理部長
2013年 4月 当社財務・調達本部経理部長
2014年 4月 当社執行役員、財務・調達本部長
同 年 6月 当社取締役兼執行役員、財務・調達本部長
2016年 4月 当社取締役兼執行役員常務、財務・調達本部長兼グループ・グローバル経営推進本部長
2017年 4月 当社取締役兼執行役員専務、財務・調達本部長兼グループ・グローバル経営推進本部長
2018年 4月 当社取締役兼執行役員専務、財務・調達本部長
2019年 4月 当社代表取締役兼執行役員副社長、グループ変革本部長 (現在に至る)

取締役候補者とする理由

荻原弘之氏は、海外子会社におけるCFOや財務・調達部門等の長を歴任し、当社グループ事業を財務面から支え続けてきた豊富な経験および高度な知見を有しております。2019年からはグループ変革本部の責任者として、当社グループを挙げての収益力向上や組織実行力強化に向けた変革活動の推進をはじめ、執行役員副社長として業務執行に関する社長の意思決定を補佐する任に当たっております。当社グループ全体を統括する視点から取締役会での議論活性化に貢献することを期待して、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者
番号

9

くろだ
黒田

おさむ
修

(1959年7月21日生)

再任



所有する当社株式の数
普通株式 3,100株
潜在的な株式(*1) 5,880株

出席率
取締役会 (*2)
100% (16回中16回)

略歴、当社における地位および担当

1983年4月 当社入社
2007年4月 当社情報通信カンパニー通信営業部長
2009年12月 当社経営企画室主査
2010年4月 当社グループ会社統括部長
2012年4月 当社電装・エレクトロニクスカンパニー主査
2013年4月 当社セールス・マーケティング部門営業企画部長
2015年4月 当社執行役員、セールス・マーケティング部門関西支社長
2016年4月 当社執行役員、グローバルマーケティングセールス部門副部門長兼関西支社長
2017年4月 当社執行役員常務、グローバルマーケティングセールス部門長
同年6月 当社取締役兼執行役員常務、グローバルマーケティングセールス部門長
2020年4月 当社取締役兼執行役員常務、営業統括本部長（現在に至る）

取締役候補者とする理由

黒田修氏は、当社グループの重点分野である電力や情報通信関連事業のインフラ分野を中心に、永年にわたり、製品の販売や事業企画等に携わるなど、マーケティング・セールスに関する豊富な経験および高度な知見を有しております。2017年からはマーケティングや営業活動を統括する立場から、グローバル市場での拡販や新たなビジネス機会の創出に向けた施策を進める任に当たっております。同氏のマーケティングやセールス等に関する視点から取締役会での議論に貢献することを期待して、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者
番号

10

みやもと
宮本

さとし
聡

(1962年2月20日生)

再任



所有する当社株式の数
普通株式 700株
潜在的な株式(*1) 2,140株

出席率
取締役会 (*2)
100% (12回中12回)

略歴、当社における地位および担当

1984年4月 通商産業省入省（現 経済産業省）
1999年7月 同省大臣官房政策評価広報課情報公開推進室長
2001年6月 特殊法人日本貿易振興会（現 独立行政法人日本貿易振興機構）ニューヨーク事務所次長
2004年6月 経済産業省商務情報政策局商務課長
2006年4月 キヤノン(株)（官民人事交流法派遣）
2010年6月 経済産業省中小企業庁長官官房参事官
2011年4月 同省大臣官房政策評価審議官
2012年2月 同省大臣官房審議官（製造産業局担当）
2013年6月 独立行政法人日本貿易振興機構副理事長
2015年10月 経済産業省中小企業庁次長
2016年6月 同省中小企業庁長官
2017年7月 同省退官
同年11月 当社顧問
2018年4月 当社執行役員、総務・CSR本部長
2019年4月 当社執行役員常務、総務・CSR本部長
同年6月 当社取締役兼執行役員常務、総務・CSR本部長（現在に至る）

取締役候補者とする理由

宮本聡氏は、経済産業省在任時に大臣官房審議官（製造産業局担当）や中小企業庁長官等を歴任し、産業政策に関する豊富な経験、高度な知見および幅広い人脈を有しております。2018年からは、総務・CSR本部長として、ESG経営・SDGsに関する施策や当社グループ全体のリスクマネジメント体制の推進など全社横断的な取組みを積極的に推進してきました。これらの施策を含む攻守バランスのとれたガバナンス体制を構築する任に当たる同氏の視点、取締役会の議論活性化に貢献することを期待して、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者
番号

11

まき
牧

けん
謙

(1960年12月8日生)

再任



略歴、当社における地位および担当

1984年 4月 当社入社
2003年10月 当社経営管理部主査
2007年 6月 当社経営企画室主査
2010年 4月 当社グループ会社統括部主査
同 年 6月 東京特殊電線(株)取締役
2014年 6月 当社財務・調達本部経理部長
2016年 4月 当社執行役員、エネルギーインフラ統括部門長
2018年 4月 当社執行役員、戦略本部長
同 年 6月 当社取締役兼執行役員、戦略本部長（現在に至る）

所有する当社株式の数

普通株式 2,200株

潜在的な株式(*1) 3,190株

出席率

取締役会 (*2)

100% (16回中16回)

取締役候補者とする理由

牧謙氏は、上場子会社の経営再建を推進してきた実績があるほか、当社経理部門の長や電力関連事業の統括責任者を務めるなど、事業戦略および財務・会計に関する豊富な経験および高度な知見を有しております。2018年からは戦略本部長として、経営資源の再配分による最適な事業ポートフォリオ構築に向けた施策に取り組み、当社グループの将来を見据えた戦略も推進していることから取締役会における戦略的議論に資することを期待して、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者
番号

12

ふくなが
福永

あきひろ
彰宏

(1964年1月29日生)

再任



略歴、当社における地位および担当

1986年 4月 当社入社
2005年11月 OFS Fitel, LLC Senior Vice President兼Chief Financial Officer
2009年 8月 当社経理部会計第二課長
2011年 8月 当社経理部会計第一課長
2013年 6月 当社財務・調達本部経理部長
同 年11月 当社グループ・グローバル経営推進本部グループ・グローバル経営推進室長
2016年 4月 当社財務・調達本部経理部長
2018年 4月 当社執行役員、グローバルマネジメント推進本部長
2019年 4月 当社執行役員、財務・グローバルマネジメント本部長
同 年 6月 当社取締役兼執行役員、財務・グローバルマネジメント本部長（現在に至る）

所有する当社株式の数

普通株式 2,400株

潜在的な株式(*1) 1,510株

出席率

取締役会 (*2)

100% (12回中12回)

取締役候補者とする理由

福永彰宏氏は、米国子会社でのCFOや当社経理部門の長を歴任し、グローバルマネジメントを推進する責任者として国内外関係会社の経営管理を指導・改善するなど、財務・会計およびグループマネジメントに関する豊富な経験および高度な知見を有しております。2019年からは、財務・グローバルマネジメント本部長として、当社グループのさらなる財務体質の強化やグループ・グローバル経営を推進する任に当たってきました。国内外の会計制度に精通する同氏の視点が取締役会の戦略的議論に資することを期待して、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

(*1) 潜在的な株式には、信託を活用した株式報酬制度で付与された確定済みのポイントに応じた株式数を記載しております。

(*2) 2019年度は取締役会を16回開催したほか、会社法第370条および当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。なお、御代川善朗氏、藪ゆき子氏、宮本聡氏および福永彰宏氏は第197回定時株主総会において新たに選任されたため、出席対象となる取締役会の回数が他の取締役と異なります。

(*3) 当社は、取締役の選解任や評価、経営陣の報酬に関する審議等を行う任意の委員会として、委員の過半数および委員長を社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しております。

(注) 社外取締役候補者に関する事項

1. 再任の社外取締役候補者の当社社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって、藤田純孝氏が12年、塚本修氏が7年、中本晃氏が4年、御代川善朗氏が1年、藪ゆき子氏が1年となります。
2. 社外取締役候補者またはその出身元企業等と当社との関係は、以下のとおりです。
 - ① 藤田純孝氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ています。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。なお、同氏が過去に取締役副会長等を務めていた伊藤忠商事(株)に関しては、同社を代理店として当社子会社である(株)古河UACJメモリーディスクの製品を海外顧客に販売する取引があります。2019年度の取引総額は年額約2,330百万円であり、同社の年間総売上高の0.05%、当社の年間総売上高の0.53%と極めて少額です。なお、同氏は伊藤忠商事(株)の業務執行者を退任後3年以上経過しております。その他、同氏が理事長を務める一般社団法人日本CFO協会に当社は加盟し、年会費等を支払っております。これまで同氏の所属する法人に支払った年会費ならびに本年度に支払う予定の年会費の額は、年額約0.2百万円であり、当社の独立性基準において定める金額未満です。
 - ② 塚本修氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ています。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。なお、同氏と当社との間で2010年10月に顧問契約を締結し、以降、当社は同氏から当社グループの事業分野に関する専門的な助言を受けていました。また、同氏が2013年6月に社外取締役に就任後も、引き続き当社は社外取締役としての報酬のほかに、同氏の専門領域に関する助言に対価を支払っており、同氏が当社取締役に再任された後も、これを継続する予定です。これまで同氏に支払った対価および本年度に支払う予定の対価は、当社の独立性基準に定める1,000万円に比して少額です。その他、同氏が理事長を務める一般財団法人石炭エネルギーセンターに当社は賛助会員として加盟し、年会費等を支払っており、同氏の所属する法人に支払った年会費および所属する法人に支払う予定の年会費の額は年額約1百万円であり、当社の独立性基準において定める金額未満です。
 - ③ 中本晃氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ています。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。なお、同氏が代表取締役会長を務める(株)島津製作所と当社との間には、当社が同社に対して放熱製品の販売を行う取引等があります。2019年度の取引総額は年額約5百万円であり、同社の年間総売上高の0.01%未満、当社の年間総売上高の0.01%未満と極めて少額です。
 - ④ 御代川善朗氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ています。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - ⑤ 藪ゆき子氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ています。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。なお、同氏が2014年まで勤務していたパナソニック(株)と当社には、当社が同社に対して金属製品を販売する取引等があります。2019年度の取引総額は年額約2,809百万円であり、同社の年間総売上高の0.07%、当社の年間総売上高の0.64%と極めて少額です。

3. 再任の社外取締役候補者につき、当社社外取締役として最後に選任された後、在任中に当社において不当な業務執行が行われた事実等はありません。
4. 社外取締役候補者につき、過去5年間に於ける他社の役員在任中に不当な業務執行が行われた事実等については、以下のとおりです。

藤田純孝氏は2012年4月よりオリンパス㈱の社外取締役を務めておりますが、同社の米国子会社は、2006年から2011年までの米国医療事業に関連する活動について、米国司法省より米国反キックバック法および米国虚偽請求取締法に関する調査を受け、2016年2月29日に、米国司法省との間で訴追の留保に関する協定を締結するなどしております。また、同米国子会社は、2011年10月よりオリンパス㈱の間接米国子会社およびそのブラジル子会社の医療事業に関連する活動についても、米国司法省より米国海外腐敗行為防止法に関する調査を受け、同じく2016年2月29日に、これらの子会社等が米国司法省との間で訴追の留保に関する協定を締結しております。上記2件の協定に関しては、米国司法省が裁判所に起訴状を取り下げる旨の申立てを行い、裁判所が2019年3月12日にこれらを承認し、公訴は却下されたため終了しております。なお、同氏は、米国司法省による上記各調査開始後に、オリンパス㈱の社外取締役に就任しております。

また、同社の国内子会社は、2015年3月および8月に当該国内子会社が米国において販売した製品に関して、米国司法省より情報の提供を求める旨の召喚状の発行がなされ、同省によるFDCA（Federal Food, Drug and Cosmetic Act：連邦食品・医療品・化粧品法）に関する調査を受けております。当該国内子会社は、本件について同省との間で2018年12月3日に司法取引契約を締結し、この司法取引契約が同年12月10日に米国裁判所において承認され確定しております。なお、同氏は、上記事案の発覚時まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立った提言を行い注意喚起しておりました。

同氏は、同社社外取締役に就任後、これらの事実を認識して以降、当該事実および対応方針が報告、審議された同社取締役会等において、コンプライアンス意識の徹底および再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求めるとともに、各施策の実施状況について監視を行っておりました。

中本晃氏は2009年6月より㈱島津製作所の代表取締役を務めておりますが、同社は、2015年4月から2016年3月の社内調査の結果、防衛省との航空機器修理契約に関連し、一部契約履行上の問題があることが判明し、2016年5月に本件を同省へ報告しております。なお、本件に関し、同社は同省より2017年6月から3ヶ月半の指名停止処分を受けておりましたが、同年9月に指名停止を解除されております。

同氏は、事前には当該事実を認識しておりませんでした。当該事実が判明した後においては、全容解明のための調査を指揮するとともに、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底を図りました。

籾ゆき子氏は2016年6月より大和ハウス工業㈱の社外取締役を務めておりますが、同社は、同社の中国関連会社において、会社資金約14億1,500万人民币元（約234億円）が不正に引き出されたことを2019年3月に公表しております。また、同社は、内部通報に基づく社内調査の結果、同社が建設した戸建住宅・賃貸共同住宅の一部の建物において、建築基準に関する不適合等が判明し、2019年4月に国土交通省へ報告しております。さらに、同社は、内部通報に基づく社内調査の結果、一部の社員が所定の実務経験を充足していない状況で技術検定試験を受験し、施工管理技士の資格を取得していたこと、および実務経験の不備があった社員の一部が現場の技術者として配置されていたことが判明し、2019年12月に国土交通省へ報告しております。

同氏は、事前に当該事実を認識しておりませんでした。日頃より、同社の取締役会、合同役員会およびコーポレートガバナンス委員会等において、豊富な経験と高い知見に基

づき、法令遵守の重要性について注意喚起を行っておりました。また、当該事実が判明した後においては、事実関係の調査、原因分析、再発防止策の検討等に積極的に関与するとともに、法令遵守のための体制強化・徹底に向けた適切な措置を講ずることを求めるなど、その職責を果たしておりました。

5. 責任限定契約の締結内容の概要等

当社は、社外取締役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めております。これにより、藤田純孝氏、塚本修氏、中本晃氏、御代川善朗氏ならびに藪ゆき子氏は、いずれも社外取締役として当社との間で当該責任限定契約を締結しており、社外取締役候補者が再任され就任した場合、当該契約の効力は継続いたします。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額です。

【当社が定める社外役員の独立性基準】

次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役および社外監査役（候補者を含む）は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断する。

- ①当社を主要な取引先とする者（当社に対して製品もしくはサービスを提供している者であって、その取引額が当該取引先の直近事業年度における年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先）またはその業務執行者
 - ②当社の主要な取引先（当社が製品もしくはサービスを提供している者であって、その取引額が当社の直近事業年度における年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先）またはその業務執行者
 - ③当社の主要な借入先（その借入額が当社の直近事業年度における総資産の2%超に相当する金額である借入先）である金融機関の業務執行者
 - ④当社から役員報酬以外に、コンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている個人、または年間1億円以上を得ている法人等に所属する者
 - ⑤上記①乃至④に過去3年以内に該当していた者
 - ⑥上記①乃至⑤に該当する者の二親等内の親族
 - ⑦その他株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に抵触する者
- ※①乃至⑦に該当しない場合であっても、当社子会社または取引先の子会社における取引高等を勘案して、独立性なしと判断する場合がある。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役藤田譲氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査体制の維持・強化のため、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

候補者

す み だ
住田

さ や か
清芽

(1961年1月28日生)

新任

社外

独立



略歴

1984年10月 監査法人朝日会計社入所（現 有限責任あずさ監査法人）
1988年 5月 公認会計士登録
2006年 5月 有限責任あずさ監査法人代表社員（現 パートナー）
2010年 7月 日本公認会計士協会常務理事
2017年 2月 金融庁企業会計審議会委員（現在に至る）
2020年 3月 有限責任あずさ監査法人退所

社外監査役候補者とする理由

住田清芽氏は、直接企業経営に携わった経験はありませんが、公認会計士としての永年の経験により、財務諸表監査および内部統制監査に精通していることに加え、日本公認会計士協会常務理事として、主に国際監査基準（ISA）と整合する日本の監査基準の開発・改正に従事し、2017年からは金融庁企業会計審議会委員を務めております。これらの幅広い経験および高度な知見が当社の監査体制強化に資することに期待し、新たに社外監査役としての選任をお願いするものです。

所有する当社株式の数
普通株式 0株

出席率
取締役会

監査役会

(注) 社外監査役候補者に関する事項

- ① 社外監査役候補者の住田清芽氏は、2020年6月25日開催予定の株式会社アドバンテストの定時株主総会において社外取締役（監査等委員）候補者に、および2020年6月23日開催予定の日清オイリオグループ株式会社の定時株主総会において社外監査役候補者になっております。
- ② 社外監査役候補者の出身元企業等と当社との関係は、以下のとおりです。
住田清芽氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として届け出る予定です。
なお、同氏が2020年3月までパートナーを務めていた有限責任あずさ監査法人と当社との間には、財務・会計分野のコンサルティングに関する取引があります。その取引総額は、当社の独立性基準に定める1億円に比して少額です。
- ③ 社外監査役候補者につき、過去5年間ににおける他社の役員在任中に不正な業務執行が行われた事実等はありません。
- ④ 責任限定契約の締結内容の概要等
当社は、社外監査役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めております。住田清芽氏が社外監査役に就任した場合、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額です。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

2019年6月27日開催の第197回定時株主総会における補欠監査役の選任に関する決議の有効期間が、本総会の開始の時をもって満了するため、社外監査役の法定数を欠いた場合に備え、あらためて補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

候補者

ころやす

頃安

けんじ

健司

(1942年4月16日生)

社外

独立

所有する当社株式の数
普通株式 2,000株

略歴および当社における地位

1967年4月 検事任官
1993年4月 最高検察庁検事
同年12月 大津地方検察庁検事正
1996年1月 法務省官房長
1997年12月 最高検察庁総務部長
1999年4月 最高検察庁刑事部長
同年12月 法務総合研究所長
2001年5月 札幌高等検察庁検事長
2002年6月 名古屋高等検察庁検事長
2003年2月 大阪高等検察庁検事長
2004年6月 同退官
同年7月 東京永和法律事務所入所
2008年7月 TMI総合法律事務所顧問弁護士（現在に至る）
2010年6月 当社社外監査役
2018年6月 当社社外監査役退任

重要な兼職の状況

TMI総合法律事務所顧問弁護士

- (注) 1. 頃安健司氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 補欠の社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりです。
頃安健司氏は、これまで社外役員となること以外の方法で企業経営に携わった経験はありませんが、永年の法曹としての経験に加え、社外役員としての経験により企業法務に精通し、企業経営に関する十分な知見および高度な見識を有しており、当社の業務執行に対する適切な監査を行うことができると判断し、補欠の監査役として選任をお願いするものであります。
3. 補欠の社外監査役候補者の出身元企業等と当社との関係は、以下のとおりです。
頃安健司氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、同氏が社外監査役に就任した場合には、独立役員として届け出る予定です。なお、同氏は、2010年6月から2018年6月まで当社の社外監査役を務めておりました。また、2008年7月より同氏が顧問弁護士を務めるTMI総合法律事務所と当社との間に取引はありません。
4. 責任限定契約の締結予定について
当社は、社外監査役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めております。頃安健司氏が社外監査役に就任した場合、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額です。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当期における企業集団の事業の経過および成果の概況

当期の世界経済は、米国においては、雇用環境の改善を背景に個人消費の拡大が堅調に推移したことで、全体として緩やかな経済成長が持続しましたが、長期化し激化する米中間の貿易摩擦ならびに欧州や中東における政治的・地政学的な緊張等による影響により、中国および欧州における経済成長に弱さが見られました。さらに本年1月以降、中国発の新型コロナウイルスの感染拡大が世界規模での経済活動の停滞を招き、世界全体で先行きの見えない不安定な経済環境となりました。

わが国の経済は、上半期は民間設備投資が底堅く推移しておりましたが、昨年9月の台風15号による風水害など大きな自然災害が相次いだことや10月の消費税増税の影響などから個人消費が冷え込んだことに続き、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大したことに伴い、景気は急激に悪化してまいりました。

このような環境の下、当社グループでは、中期経営計画「Furukawa G Plan 2020」に基づき、重点領域であるインフラ（情報通信、エネルギー）/自動車分野の強化に引き続き取り組んでまいりました。インフラ関連では、情報通信分野において、光ファイバおよび光ファイバケーブル（以下、あわせて「光ファイバ等」という）の需給バランスの悪化による価格下落が続くなか、高付加価値製品の拡販やグローバル最適地生産によるコスト競争力向上の取組みを進めました。エネルギー分野においては、引き続き、国内の超高压地中線、再生可能エネルギー分野の海底線および地中線ならびにアジアにおける海底線を注力分野としております。当期は、国内の超高压地中線の需要を着実に取り込んだほか、アジアでの海底線案件等の受注実績を積み重ねました。また、今後さらなる需要拡大が予想される海底線の生産に対応するための設備増強等も計画どおり実行しており、重点領域と位置付けている当分野の強化を引き続き推進してまいります。自動車分野では、下期にかけて世界的な自動車生産台数の減少が影響し、ワイヤハーネスをはじめとする自動車部品の販売は低迷しましたが、中長期的な北米市場向けワイヤハーネスの販売拡大に向けて製造能力増強を目的とする設備投資を決定するなど、引き続きグローバルでの事業展開を進めてまいります。

また、昨年4月にグループ変革本部を設置し、当社グループ全体の収益力向上および組織実行力強化のための施策に取り組んでおり、これらの成果も徐々に表れ始めております。

加えて、従業員が自らの能力を最大限発揮できる環境整備のため、引き続き働き方改革およびダイバーシティ&インクルージョンを推進しております。

当期の業績につきましては、情報通信ソリューション事業では、需給バランスの悪化による光ファイバ等の価格下落に加え、米国子会社の光ファイバケーブルの生産性改善に時間を要したこと、また主にエレクトロニクス関連市場の市況低迷による電装エレクトロニクス材料事業および機能製品事業での売上の伸び悩み等があったことから、当社グループ全体の売上は減少しました。損益面では、エネルギーインフラ事業の損益が改善し黒字転換、また情報通信ソリューション事業を中心にコスト低減の取組みの成果はあったものの、市況低迷の影響が大きく、さらに本年1月以降は新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済全体への影響もあり、減益となりました。

その結果、連結売上高は9,144億円（前期比7.8%減）、連結営業利益は236億円（前期比42.3%減）、連結経常利益は228億円（前期比41.7%減）となりました。さらに投資有価証券売却益など149億円を特別利益に、投資有価証券評価損や火災損失など70億円を特別損失として計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は176億円（前期比39.4%減）とな

りました。なお、海外売上高は4,188億円（前期比11.0%減）で、海外売上高比率は45.8%（前期比1.6ポイント減）となりました。

単独の業績につきましては、売上高は4,407億円（前期比7.0%減）、営業利益は5億円（前期比89.7%減）、経常利益は120億円（前期比47.0%減）、当期純利益は182億円（前期比15.5%減）となりました。

連結売上高 914,439 百万円  (前期比 7.8%減)	連結営業利益 23,565 百万円  (前期比 42.3%減)
連結経常利益 22,771 百万円  (前期比 41.7%減)	親会社株主に帰属する当期純利益 17,639 百万円  (前期比 39.4%減)
海外売上高 418,781 百万円  (前期比 11.0%減)	海外売上高比率 45.8%  (前期比 1.6ポイント減)

(2) 財産および損益の状況

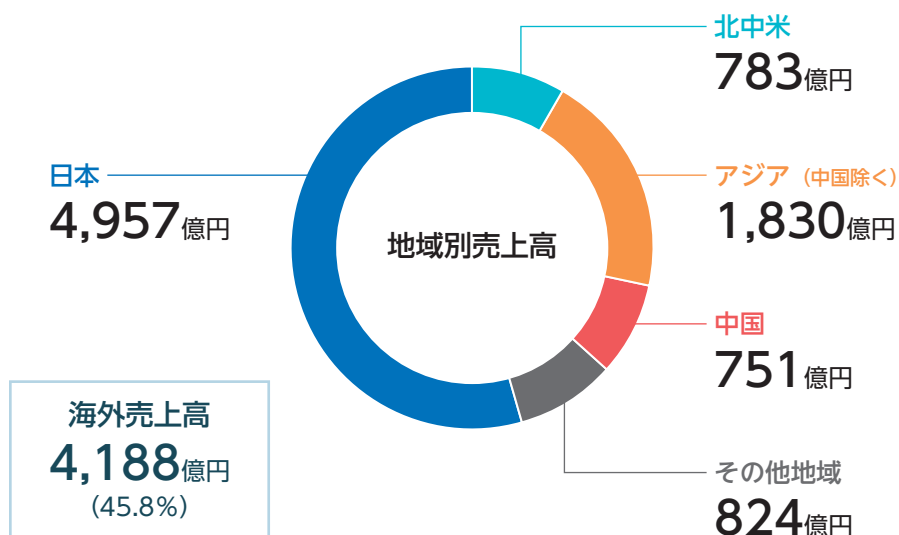
1 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第195期 2016年度	第196期 2017年度	第197期 2018年度	第198期（当期） 2019年度
売上高 (百万円)	843,344	967,333	991,590	914,439
営業利益 (百万円)	38,623	44,804	40,842	23,565
経常利益 (百万円)	36,024	46,908	39,078	22,771
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	17,570	28,547	29,108	17,639
1株当たり当期純利益 (円)	249.17	405.05	412.98	250.25
総資産 (百万円)	750,126	808,632	818,021	794,616
純資産 (百万円)	237,051	272,071	279,911	273,030

2 単独の財産および損益の状況の推移

区 分	第195期 2016年度	第196期 2017年度	第197期 2018年度	第198期（当期） 2019年度
売上高 (百万円)	398,777	457,730	473,626	440,675
営業利益 (百万円)	6,209	5,694	5,147	531
経常利益 (百万円)	21,191	21,247	22,619	11,991
当期純利益 (百万円)	10,909	18,542	21,510	18,177
1株当たり当期純利益 (円)	154.68	263.03	305.11	257.82
総資産 (百万円)	431,148	463,387	469,013	473,935
純資産 (百万円)	134,832	151,504	164,075	167,901

ご参考 地域別売上高（連結）



（３）当期における企業集団の事業の経過および成果の概況（セグメント別）

部門別連結売上高および連結営業利益

(単位：百万円)

セグメント名	連結売上高	前期比増減額	連結営業利益 または連結営業損失 (△)	前期比増減額
■ インフラ	280,932	△7,041	1,710	△5,720
■ 電装エレクトロニクス	509,300	△52,354	14,818	△4,651
■ 機能製品	115,877	△33,423	7,467	△6,071
■ サービス・開発等	50,318	1,737	△349	△641
■ 消去または全社	△41,988	13,932	△80	△191
合 計	914,439	△77,150	23,565	△17,276

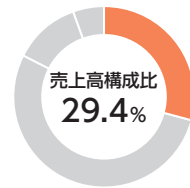
- (注) 1. 前期まで電装エレクトロニクスセグメントが所管していた一部事業について、開発をさらに加速すべく管理所管の見直しを行い、サービス・開発等セグメントへ移管しております。
2. 上記の変更に伴い、前期の連結売上高および連結営業利益についても変更後の方法で作成し、当期の連結売上高および連結営業利益と比較しております。



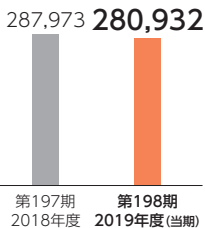
インフラ

連結売上高 2,809億円(前期比 2.4%減 ↓)

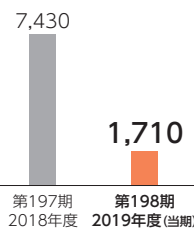
連結営業利益 17億円(前期比77.0%減 ↓)



連結売上高 (百万円)

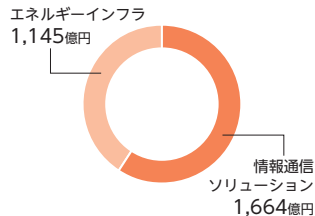


連結営業利益 (百万円)



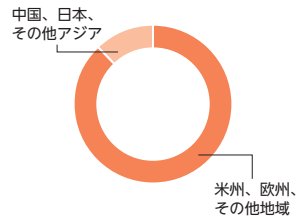
〈ご参考〉

インフラセグメント売上高構成



〈ご参考〉

地域別光ファイバ出荷構成比



主要な事業内容

情報通信ソリューション事業（情報通信ネットワーク構成品の製造・販売および同ネットワークの設計・施工等）、エネルギーインフラ事業（電力ケーブル等の製造・販売および布設）

主要な製品

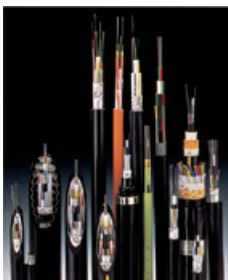
光ファイバ、光ファイバケーブル、光関連部品、光半導体デバイス、金属通信ケーブル、光ファイバ融着接続機、産業用レーザ、ネットワーク機器、CATVシステム、無線製品、電力ケーブル、電力部品、被覆線、電気絶縁テープ、電材製品

情報通信ソリューション事業では、中国に端を発する光ファイバ等の世界的な需給バランスの悪化による価格下落および米国子会社の光ファイバケーブルの生産性改善に時間を要したこと等により、売上は減少しました。損益面においても、デジタルコヒーレント関連製品が増収となり利益に寄与し、またコスト低減の取組みの成果はあったものの、光ファイバケーブルの市況悪化の影響が大きく、減益となりました。一方、エネルギーインフラ事業では、台風15号の被害を受けた千葉事業所内の電力ケーブル製造工場で一時操業停止を余儀なくされたものの、国内の超高圧地中線の更新需要の取り込み等により売上は増加し、前期の一過性の損失計上がなくなったことに加え、中国子会社の損益が改善したことにより、黒字転換しました。

これらの結果、当セグメントの連結売上高は2,809億円（前期比2.4%減）、連結営業利益は17億円（前期比77.0%減）となりました。また、単独売上高は942億円（前期比1.9%減）となりました。

情報通信ソリューション事業では、米国子会社における光ファイバ等の生産性改善およびコスト低減施策などを継続して実行し、抜本的なコスト競争力の強化に努め、強い事業基盤の構築を実現してまいります。また、光ファイバ等を製造する三重事業所においては、生産性の改善を目的にIoTを活用したスマート工場の実現等に取り組んでまいります。

エネルギーインフラ事業では、本年4月に営業を開始した昭和電線ホールディングス(株)と共同出資の建設・電販市場向け汎用線販売会社において、両グループの特長ある製品群の拡販および物流の効率化に取り組んでまいります。



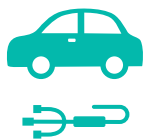
光ファイバ・ケーブル



デジタルコヒーレント関連製品



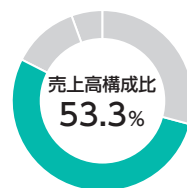
海底線布設工事



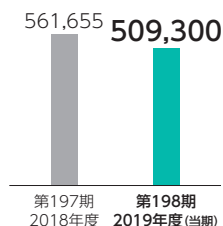
電装エレクトロニクス

連結売上高 5,093億円 (前期比 9.3%減)

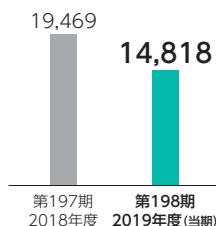
連結営業利益 148億円 (前期比23.9%減)



連結売上高 (百万円)

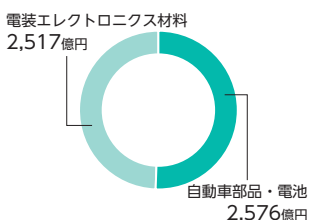


連結営業利益 (百万円)



〈ご参考〉

電装エレクトロニクスセグメント売上高構成



〈ご参考〉

自動車関連製品構成比



主要な事業内容

各種自動車部品および電子機器材料用銅製品の製造・販売

主要な製品

自動車部品（ワイヤハーネス、ステアリング・ロール・コネクタ、バッテリー状態検知センサ、周辺監視レーダほか）、自動車用・産業用電池、銅線・アルミ線、巻線、伸銅品、めっき製品、電子部品用加工製品（リードフレームほか）、特殊金属材料（形状記憶・超弾性合金ほか）

自動車部品事業において、下期にかけて世界的に自動車生産台数が低迷したことによりワイヤハーネスの売上が落ち込んだことに加え、電装エレクトロニクス材料事業では、スマートフォン等の需要低迷および米中貿易摩擦の長期化に伴う景気減速の影響により、エレクトロニクス関連市場の需要が伸び悩み、コネクタやリードフレーム用の伸銅品等の販売が低調に推移したほか、銅価下落の影響もあり売上は減少しました。損益面では、電動車用途の巻線の売上が好調に推移しましたが、自動車部品事業における売上の減少、同事業における将来に向けた研究開発費および設備投資による償却費の増加が影響し減益となりました。

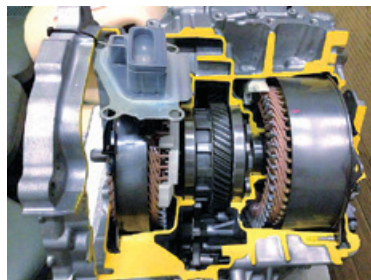
これらの結果、当セグメントの連結売上高は5,093億円（前期比9.3%減）、連結営業利益は148億円（前期比23.9%減）となりました。また、単独売上高は2,846億円（前期比8.4%減）となりました。

自動車部品事業では、自動車の軽量化に向けたアルミワイヤハーネスの生産拡大や、コスト・品質面の最適化のため、アジア地域での生産体制の整備・強化を引き続き推進してまいります。

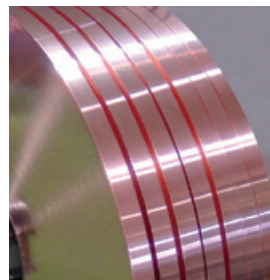
また、当セグメントにおいては、中期経営計画の重点領域であるインフラ/自動車分野との事業シナジー等を総合的に勘案して、銅管事業の譲渡と巻線事業の再編を決定しました。銅管事業（当社子会社の奥村金属㈱およびFurukawa Metal (Thailand) Public Co., Ltd.の当社保有株式全部を含む）を、日本産業パートナーズ㈱傘下の特別目的会社へ譲渡することを決定しております。また、世界最大の巻線メーカーであるSuperior Essex Inc.と合併会社を設立し、主に電動車用途の巻線の供給体制を整備し、グローバルでの拡販を進めるために、当社グループの巻線事業の一部を同社の巻線事業と統合することも決定しました。



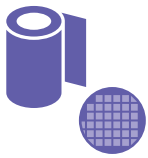
自動車用ワイヤハーネス



自動車向け巻線



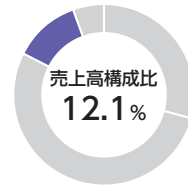
伸銅品



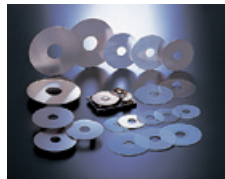
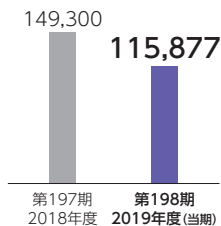
機能製品

連結売上高 1,159億円(前期比22.4%減 ▼)

連結営業利益 75億円(前期比44.8%減 ▼)

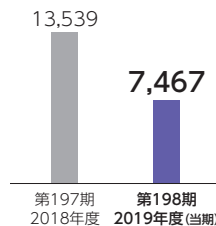


連結売上高 (百万円)



メモリーディスク

連結営業利益 (百万円)



電解銅箔

主要な事業内容

樹脂および非鉄金属を加工した各種機能製品の製造・販売

主要な製品

ケーブル管路材、給水・給湯管路材、発泡製品、半導体製造用テープ、電子部品、放熱製品、ハードディスク用アルミ基板材、電解銅箔

AT・機能樹脂事業において、地中埋設用のケーブル管路材の一部の売上は好調に推移したものの、サーマル・電子部品事業、メモリーディスク事業および銅箔事業では、データセンターおよびスマートフォン向け製品をはじめとするエレクトロニクス関連市場の需要が低迷したことや、昨年6月に台湾の銅箔事業子会社において火災が発生し工場の一部が焼失した影響などから、当セグメントの事業全体で売上および利益が減少しました。

これらの結果、当セグメントの連結売上高は1,159億円(前期比22.4%減)、連結営業利益は75億円(前期比44.8%減)となりました。また、単独売上高は596億円(前期比7.9%減)となりました。

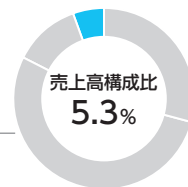
上述の台湾子会社における火災では、近隣の皆様、関係ご当局の皆様、お客様をはじめ多くの方々にご迷惑をおかけしましたが、お客様からの強いご要望に応えるべく工場の復旧を進めております。同社では、今後、需要拡大が想定される高機能回路箔など高付加価値製品の製造・販売の強化に努めてまいります。



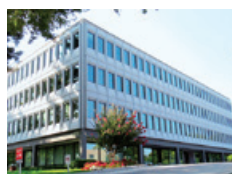
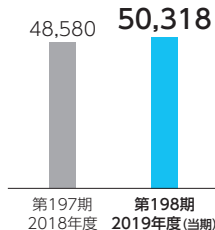
サービス・開発等

連結売上高 503億円(前期比 3.6%増 ▲)

連結営業損失 3億円(前期比 6億円悪化 ▼)

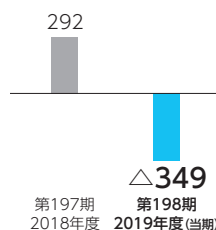


連結売上高 (百万円)



Silicon Valley Innovation Laboratories,
Furukawa Electric (SVIL)

連結営業利益 (百万円)



古河日光発電機

主要な事業内容

物流、不動産賃貸、水力発電、新製品研究開発など

物流、不動産の賃貸、水力発電、新製品の研究開発、各種業務受託等による当社グループ各事業のサポート等を行っております。

当セグメントの連結売上高は503億円(前期比3.6%増)、連結営業損失は3億円(前期比6億円悪化)となりました。また、単独売上高は22億円(前期比12.7%増)となりました。

また、本年4月1日を効力発生日として、当社子会社である古河ファイナンス・アンド・ビジネス・サポート(株)のグループ・ファイナンスならびに経理および資材調達に関連する事業等を会社分割により当社が承継いたしました。

(4) 対処すべき課題

1 新型コロナウイルス問題への対処

喫緊の課題は、新型コロナウイルスの感染拡大が世界経済に非常に深刻な影響を及ぼしていることへの対処です。現時点では、この感染拡大に収束の見込みは立っておらず、国内外で多岐に亘る事業活動を展開している当社グループに与える影響を正確に見通すことは極めて困難な状況ではありますが、当社グループでは緊急対応体制を立ち上げ、当社グループへの影響を最小限に抑えるべく対応に努めております。また、今後の環境変化を見極めながら、必要な対応策を迅速かつ柔軟に講じてまいります。

2 中期経営計画「Furukawa G Plan 2020」の推進

当社グループでは、2016年策定の中期経営計画「Furukawa G Plan 2020」の施策の柱として、事業の強化と変革、特に重点領域と位置づけているインフラ（情報通信、エネルギー）/自動車分野の強化に引き続き取り組んでまいります。

本中期経営計画は2020年度を最終年度としておりますが、情報通信分野での世界的な光ファイバ等の需給環境の悪化や新型コロナウイルスの感染拡大等により、当面厳しい経営環境が続くと予想され、計画どおりの収益達成は非常に厳しい状況にありますが、少しでも目標に近づくことができるよう、引き続きグループを挙げて「ゆるぎない成長の実現」に向けた取組みを加速してまいります。

インフラ関連では、情報通信分野において、引き続き米国子会社における光ファイバ等の生産性改善や当社グループ一体での最適地生産の実現による抜本的なコスト競争力の強化を促進することに加え、高密度多心光ケーブル等の高付加価値製品の販売を拡大してまいります。このほか、デジタルコヒーレント関連製品の次世代製品への転換促進等にも取り組み、中長期的に市場拡大が見込まれる5G（第5世代移動通信システム）の進展を背景とした事業拡大を目指してまいります。

エネルギー分野では、注力分野（国内の超高圧地中線、再生可能エネルギー分野での海底線および地中線、アジアを中心とした海外の海底線）における需要を着実に取り込むべく、生産能力増強のための設備投資や人材の確保・育成を含む工事施工能力の増強に努めております。また、当社の強みであるメタル/ポリマーの素材技術を活かした海底線の要素技術開発に加え、国際規格に対応した海底線の開発にも取り組んでおり、長期的な観点から電力事業が成長していくための施策を推進してまいります。

自動車分野においては、グローバルでの自動車生産台数の停滞により厳しい市場環境は継続する見通しですが、自動車の軽量化を実現するアルミワイヤハーネスを中心とした生産能力増強のための設備投資を行うとともに、CASE^(※1)と称される領域において、当社グループが幅広い事業分野で培ってきた多様な技術を融合させることで独自の価値提供を進め、大きな市場拡大が予想される同領域での成長を目指してまいります。このほか、先進運転支援システムで必須となる周辺監視レーダについては、従来の自動車向けに加えて建機向け製品の量産を開始しており、同製品のさらなる拡販を目指してまいります。

(※1) CASE…Connected（つながる化）、Autonomous（自動運転）、Shared & Services（シェアリング）、Electric（電動化）

また、事業資産営業利益率^(※2)を指標とした低採算事業・製品群の改善および事業ポートフォリオの見直しも促進してまいります。上述のとおり、当社が重点領域としているインフラ/自動車分野との事業シナジー等を総合的に勘案し、当期においては銅管事業の譲渡および

巻線事業の再編を決定しましたが、今後も、最適な事業ポートフォリオの構築に向けた取組みを進めてまいります。加えて、グループ変革本部が牽引する経営基盤の強化を図るための全社的な変革活動を継続してまいります。このほか、タイ子会社に東南アジア地域を統括する機能を持たせるなど、グローバルな事業活動を効率的に強化・拡大していくための体制整備も推進してまいります。

(※ 2) 事業資産営業利益率…営業利益／事業資産（事業資産＝棚卸資産＋有形・無形固定資産）

さらに、インフラ/自動車分野への成長投資として、5G社会に向けた超低損失光ファイバや小型のデジタルコヒーレント関連製品、モビリティ用途への活用に向けた次世代レーダ、施工コスト削減や省力化・省人化に貢献する樹脂製の地中埋設用ケーブル保護管など、次世代製品・技術の開発に引き続き注力することに加え、2030年を見据えて策定した「古河電工グループ ビジョン2030」の実現に向け、研究開発部門に設置した次世代インフラ創生センターを中心として情報／エネルギー／モビリティが融合した領域での横断的な取組みを強化してまいります。このほか、顧客視点に立ち、価値のある「コト」の創出に向け、マーケティング部門と研究開発部門が連携し、マーケティング活動を起点とした研究開発に取り組むことで、新事業の開拓を進めてまいります。

ご参考 安全、安心な“まちづくり”に向けた取組み

当社は、中期経営計画「Furukawa G Plan 2020」の中で、新事業の開拓加速を重点施策としておりますが、その一例として地方自治体とともに様々な取組みを進めております。

- 栃木県日光市の公民連携事業にて、(株)ゼンリンデータコムと共同で道路標識等の道路附属物の点検・維持管理に関する実証実験を実施
- 鹿児島県薩摩川内市と、近年多発する異常気象に対応するための当社の防災・減災技術（避難所マット等）の検証等を目的とした「産業振興に関する連携協定」を締結
- 富山市において、富山市スマートシティ推進基盤を活用する取組みが公募採択され、山間部などの電波が届きづらいネットワーク不感地帯への対策に関する実証実験を実施

このほか、本年2月には、北海道大学農学部に産業創出講座を開設しました。本講座では、当社のコア技術と北海道大学が持つ農学等に関する知見を融合させ、社会問題の解決に寄与する基盤技術の創出・イノベーション人材の育成を目指しています。



道路附属物点検のフローチャート

3 ESG経営の強化

当社グループは、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」が示す社会課題の解決を念頭に置き、2030年の当社グループのありたい姿として「古河電工グループ ビジョン2030」を定めております。当社グループに関わるすべてのステークホルダーとの適切な共創により、当社グループの中長期的な企業価値向上に加え、社会的価値向上を目指し、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）に配慮したESG経営の強化に取り組んでおります。また、本年2月にSDGsの取組みの前提となる国連グローバル・コンパクト（*1）に署名し、国連が提唱する「人権・労働・環境・腐敗防止」に関する10原則を支持しております。

加えて、ESG経営の強化に際して、新型コロナウイルスの感染拡大が収束した後の新たな価値観や生活様式への転換等を見極めながら、これらの変化にも柔軟に対応してまいります。

（*1）国連グローバル・コンパクト…各企業・団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み作りに参加する自発的な取組み。

環境（Environment）への取組みとして、当社グループでは、気候変動が事業にもたらすリスクおよび機会を経営上の重要課題と認識し、当期は、環境省が実施する「TCFD（*2）に沿った気候関連リスク・機会のシナリオ分析支援事業」に参加し、そのシナリオ分析に着手しました。さらに、本年1月にはTCFDの提言への賛同を表明いたしました。また、地球環境を守り、持続可能な社会の実現に貢献するため、当社グループは、2030年度に事業活動により排出される温室効果ガスを2017年度比で26%削減するという目標を掲げており、本目標値はSBTi（*3）に認定されております。目標達成に向けた取組みとして、再生可能エネルギーの導入に取り組んでおり、栃木県日光市に拠点を有する銅箔事業部門において太陽光発電を設置しているほか、当社子会社の古河日光発電(株)は、水力発電により日光事業所で利用されるほぼ全ての電力を供給しております。また、三重事業所では、LPG（液化石油ガス）からエネルギー効率が高く温室効果ガス排出量の少ないLNG（液化天然ガス）へ使用燃料の切替えを実施しました。

（*2）TCFD…Task Force on Climate-related Financial Disclosuresの略で、企業等に対し気候関連リスクおよび機会に関する開示等を推奨している民間主導の気候関連財務情報開示タスクフォースのことで、2017年6月に最終報告書（TCFD提言という）が公表されている。

（*3）SBTi…Science Based Targets initiativeの略で、企業に対し、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べて2℃未満に抑えるために、科学的知見と整合した削減目標の設定を求めるイニシアチブ。

社会（Social）への取組みとして、本年1月に「古河電工グループ理念」に基づき、事業活動に関わるすべての人びとの人権を尊重することを定めた「古河電工グループ人権方針」を策定いたしました。このほか「多様な人材を活かし、創造的で活力あふれる企業グループを目指します」という経営理念のもと、「古河電工グループ ビジョン2030」達成に向けた当社グループの成長を牽引する従業員の多様な働き方を尊重した環境整備を進めております。本年2月には、経済産業省および東京証券取引所から、女性の活躍推進に優れた上場企業として2018年以来2度目のなでしこ銘柄に選定されたほか、女性活躍推進の積極的な取組みが評価され、「MSCI日本株女性活躍指数（WIN）」の構成銘柄への採用や、4年連続で厚生労働大臣より「えるぼし」の最高ランク認定を受けました。また、健康管理に関する取組みが評価され経済産業省から「健康経営優良法人ホワイト500」に4年連続で認定されました。さらに、テレワーク勤務制度の利用促進等の取組みを講じており、今後も、個人が持てる能

力を最大限発揮できるよう努めてまいります。このほか、当社グループは各拠点が所在する地域の特色を生かし、「次世代育成」、「スポーツ・文化振興」、「自然環境・地域社会との共生」の3つを柱に社会貢献活動にも積極的に取り組んでおります。

ガバナンス（Governance）への取組みとして、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、特にコーポレートガバナンスの強化に注力しております。当期においては、昨年6月の定時株主総会において、社外取締役の独立性強化およびダイバーシティの観点を踏まえ、取締役会の構成見直しを行いました。取締役会の監督機能の強化に加え、多様性のある取締役会の構成とすることで、議論が一層活発となるよう努めております。2015年以降、毎年実施しております取締役会実効性評価を当期も実施し、その中で重要課題とされていた取締役会と業務執行側との権限配分の適切性という課題への改善策として、取締役会付議基準の見直しを行ったほか、取締役会において、市場環境の変化が激しい事業についての戦略的な討議やステークホルダーの声に関する報告を実施するなど、中長期的な視点に立った議論を行いました。当期の評価結果を踏まえた今後の取組みとして、次期中期経営計画策定の議論においては、「古河電工グループ ビジョン2030」を実現するために目指すべき事業ポートフォリオ等の議論を充実させるとともに、グループ・グローバル経営に関して、グループ全体を俯瞰した観点での審議の充実を推進してまいります。このほか、委員の過半数および委員長を社外取締役とする任意の機関である指名・報酬委員会を当期は10回開催し、次期経営体制および役員報酬に関する議論に加え、CEOサクセッションプランを含む次世代経営人材の育成に関して、進捗状況を確認するとともに、経営人材候補の抽出・選定や育成プロセスの有効性等について議論を行いました。

▶ご参考 昨年12月24日に開示した取締役会実効性評価結果の概要を、招集ご通知27～28頁に掲載しております。

当社グループでは、各種施策を着実に実行し、企業価値の向上を図ってまいります。株主の皆様におかれましては、なにとぞご理解のうえ、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

ご参考 上場子会社のガバナンスに関する当社の考え方について

当社子会社である古河電池(株)および東京特殊電線(株)は、東京証券取引所に上場しております。当社は、上場子会社の経営の独立性を尊重する一方、コンプライアンスやリスク管理を含む経営全般の状況を把握し、適切な経営指導を実施することで、各社の経営の健全性を確保するとともに、当社グループ全体の経営体制の強化および企業価値向上に努めております。

また、当社グループとしての企業価値最大化を目指し、上場子会社の保有意義については、当社グループ全体での経営資源の適切な配分という観点も踏まえた分析を継続的に行ってまいります。

なお、当社と当該上場子会社の少数株主との間には構造的な利益相反リスクがあることを踏まえ、上場子会社において少数株主の利益確保のための方策を講じております。具体的には、本年6月の上場子会社の定時株主総会において取締役会における独立社外取締役（東京証券取引所へ独立役員として届け出る社外取締役）の比率を3分の1以上に高めた構成とすることを予定しております。加えて、親会社との取引についてその合理性・公正性等を審査する機関として、独立社外取締役が過半数を占める「利益相反管理委員会」を、古河電池(株)においては本年3月に設置し、東京特殊電線(株)においては同年6月に設置することが予定されております。上場子会社における独立社外取締役を有効に活用する実効的なガバナンス体制の構築・強化に向けた取組みについて、引き続き上場子会社と連携してまいります。

2019年12月24日

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

古河電気工業株式会社

当社では、取締役会の機能向上を図ることを目的として、取締役会が適切に機能しているかを検証し、その結果を踏まえて問題点の改善や強みの強化に必要な措置を講じていくという継続的なプロセスにより、2015年度から毎年、取締役会の実効性に関する分析・評価を行っております。

この度、2019年度の分析・評価が完了しましたので、以下のとおり、その概要を開示いたします。

1. 本年度の分析・評価の方法

本年度も、以下の事項を内容とするアンケートをすべての取締役・監査役に配付し、その回答を得ました（回答は無記名方式）。

本回答の集計結果に基づき、取締役会において、社外役員会議で集約された意見も参考にして、当社グループ全体の持続的成長や企業価値の向上という観点から、当社取締役会の実効性に関する議論を行いました。

なお、アンケート回答のより深い理解を目的に、取締役・監査役全員を対象とした取締役会議長による個別インタビューも実施（取締役会議長に対するインタビューは幹事社外役員が実施）し、その結果を上記取締役会で共有しております。

〔無記名アンケートの内容〕

- I. 取締役会の実効性（総論、中長期的な経営計画、業務執行関連、コンプライアンス・サステナビリティ、指名・報酬委員会関連）
- II. 取締役会の運営（取締役会の運営、意思決定プロセス）
- III. 社外役員の支援・連携に係る体制
- IV. 監査役役割・監査役に対する期待
- V. 株主その他ステークホルダーとの関係
- VI. その他（取締役会全般、個人評価・相互評価、取締役会の責務）

2. 本年度の分析・評価結果の概要

当社取締役会は、前年度の実効性評価の結果を踏まえて実効性向上に向けた施策に取り組み、本年度においても、取締役会の実効性が確保されているものと分析・評価しております。

なお、実効性をさらに高めるための取組み等について、以下の内容が確認されました。

●前年度の分析・評価を踏まえた取組みの状況について

- ・中期経営計画、投資案件、事業ポートフォリオの見直し

中期経営計画の達成度の検証については、一定の改善が認められるものの、市場分析、競合状況、当社の競争力・優位性等についてさらなる定量的な分析を行う余地があること。投資案件については、リスク分析および資本コストとの関係等の説明は一定の改善が認められるものの、投資実行後の進捗フォローや取締役会への報告についてさらなる改善が望まれること。事業ポートフォリオの見直しについては、具体的な施策が着実に実行されていること。

- ・グループ・グローバル経営、経営人材関連

グループ・グローバル経営については、財務・グローバルマネジメント本部による関係会社の運営課題解決への支援などにより課題に対する施策の実行力が向上していること。経営人材の育成については、後継者育成計画の内容は充実してきている一方、当該計画の取

締役会への報告については改善の余地があること。

- ・取締役会の運営関連

取締役会の付議基準の見直し等により業務執行側への権限委譲が進むとともに、取締役会の資料等について一定の改善が確認できた一方、取締役会の開催頻度および議題の設定については引き続き改善の余地があること。

- ・CSR・リスクマネジメント、ESG・SDGs関連

CSR・リスクマネジメント活動については、海外拠点のリスクマネジメント等に関して一層の強化が望まれること。ESG・SDGs関連については、着実に取組みが進められており、取締役会において継続的に議論が行われていること。

- ・ステークホルダーとの対話

株主・投資家との対話およびその分析結果の取締役会への報告が継続的に行われている一方、株主以外のステークホルダーとの対話等の取締役会への報告について改善が望まれること。

- 上記に加え、中長期的な企業価値向上の観点から、取締役会全体として積極的で活発な議論および業務執行に対する監督も適切になされており、また業務執行において社外役員の豊富な経験および高度な知見に基づく有益な提言・指摘等が反映されていることもあらためて確認できました。

3. 本年度の分析・評価結果を踏まえた今後の取組み

取締役会においては、取締役・監査役からの多くの提言等を踏まえて議論を行った結果、主に以下の点について、さらなる改善を進めてまいります。

- 中期経営計画、事業ポートフォリオの見直し

現中期経営計画の目標達成に向けて、市場動向や競合状況等の分析をさらに改善し、戦略的討議を充実させること。次期中期経営計画策定の議論においては、「古河電工グループビジョン2030」を実現するために目指すべき事業ポートフォリオ等の議論を充実させるとともに、事業ポートフォリオの見直しを引き続き進めること。

- グループ・グローバル経営（関係会社運営、経営人材育成、リスクマネジメント等）

グローバルでの関係会社運営については、関係会社の財務状況等をモニタリングするシステムの導入を進めること。グループの一体的なガバナンス体制の構築を目指し、上場子会社のあり方等も含め議論を進めること。経営人材の育成については、CEOサクセッションプランおよび経営幹部候補の育成等について、取締役会や指名・報酬委員会で議論を深めること。リスクマネジメントについては、グループ全体でのリスク予防が図られる体制の強化を進めること。

- 取締役会の運営関連

取締役会のモニタリング機能を強化し、重要性の高い議題について十分な審議時間を確保するため、取締役会と業務執行側との業務執行権限の配分のあり方について引き続き議論していくこと。

- ESG・SDGs関連

2019年4月に設置した担当部門を中心に、引き続きESG経営の確立に向けた取組みを強化するとともに、取締役会で議論する機会も充実させること。

- ステークホルダーとの対話

株主・投資家との対話と取締役会への報告を継続していくとともに、従業員など株主以外のステークホルダー全般の意見についても取締役会へ報告し、さらに議論を深めること。

以 上

(5) 設備投資の状況

当期において実施した当社グループの設備投資の状況は次のとおりです。

セグメント名	主要な設備投資の内容	金額 (百万円)	前期比増減額 (百万円)
■ インフラ	光ファイバ製造設備の増設など	18,428	△5,557
■ 電装エレクトロニクス	自動車部品事業子会社におけるワイヤハーネス製造設備の新設など	21,505	5,389
■ 機能製品	半導体製造用テープ製造設備の増設など	4,772	△475
■ サービス・開発等	基幹業務システムの更新など	2,599	888
■ 消去または全社	—	5,838	2,862
合 計	—	53,144	3,107

(注) 1. 前期まで電装エレクトロニクスセグメントが所管していた一部事業について、開発をさらに加速すべく管理所管の見直しを行い、サービス・開発等セグメントへ移管しております。

2. 上記の変更に伴い、前期の設備投資額についても変更後の方法で作成し、当期の設備投資額と比較しております。

ご参考 エネルギー分野における製造能力増強

当社は、中期経営計画「Furukawa G Plan 2020」にて重点領域と位置づけているエネルギー分野の強化に努めております。再生可能エネルギー向け等の海底線および地中線の製造能力増強を目的に、2018年度から2025年度までの8年間で累計150億円の設備投資を計画しております。

当期は、洋上風力発電向け等の海底線のさらなる製造能力増強を図るための設備投資を行いました。今後の設備投資も含め2025年までに海底線の製造能力を2.5倍まで増強する予定です。加えて、再生可能エネルギー向け地中線需要に対応するため、電力ケーブル製造第2工場（千葉県市原市）を再稼働しております。

電力の安定供給に資するよう生産体制の強化を図り、超高圧地中線の需要取り込みに加え、本格的な立ち上がりが予想される国内再生可能エネルギー分野やアジア地域での海底線の受注拡大を目指してまいります。



電力ケーブル製造工場を含む千葉事業所

(6) 資金調達の状況

当社およびグループ各社は、金融機関からの長期・短期の借入、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、受取手形や売掛債権の流動化等により、必要な資金を調達しております。また、日本、中国およびタイにおいて、各国内の関係会社（日本国内においては当社も含む）を対象としたキャッシュ・マネジメント・システムを導入し、資金活用の効率化と有利子負債の削減を図っております。

当期につきましては、総額100億円の普通社債を発行いたしました。また、新型コロナウイルスの感染拡大による資金調達環境の悪化に備え、手元流動性の積み増しを図ったこともあり、当期末の連結有利子負債は2,511億円、前期末比51億円増加しております。

(7) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
(株)みずほ銀行	47,863百万円
(株)三菱UFJ銀行	37,128百万円
(株)横浜銀行	14,656百万円

(8) 主要な営業所および工場等ならびに重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

1 当社

本 社	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号	
区 分	名 称	所 在 地
営業所	北海道支社 東北支社 中部支社 関西支社 中国支社 九州支社	札幌市 仙台市 名古屋市 大阪市 広島市 福岡市
工 場	日光事業所 千葉事業所 横浜事業所 平塚事業所 三重事業所 銅管事業部門 銅箔事業部門	栃木県日光市 千葉縣市原市 横浜市 神奈川県平塚市 三重県亀山市 兵庫県尼崎市 栃木県日光市
研究所	コア技術融合研究所 先端技術研究所 自動車・エレクトロニクス研究所 情報通信・エネルギー研究所	横浜市（横浜事業所内） 横浜市（横浜事業所内） 神奈川県平塚市（平塚事業所内） 千葉縣市原市（千葉事業所内）

(注) 銅管事業部門は、2020年4月1日付で、会社分割（吸収分割）により、当社が2019年12月2日に設立したDaishin P&T(株)へ承継させております。また、同社の発行済株式の全てを日本産業パートナーズ(株)傘下の特別目的会社へ譲渡することを決定しております。

2 国内子会社

会社名（本社/工場所在地）	資本金	出資比率	主要な事業内容
東京特殊電線(株) (東京都港区/長野県上田市)	1,925百万円	56.71%	電線、デバイス製品等の製造・販売
古河電池(株) (横浜市/栃木県日光市、福島県いわき市)	1,640百万円	58.04%	電池（自動車用、産業用）の製造・販売
古河産業(株)（東京都港区）	700百万円	100%	電線、非鉄金属製品等の販売
岡野電線(株) (神奈川県大和市/同左)	489百万円	44.32%	光ファイバケーブル、光部品等の製造・販売
古河電工産業電線(株) (東京都荒川区/神奈川県平塚市)	450百万円	100%	電線・ケーブル等の製造・販売
古河電工パワースystemズ(株) (横浜市/山形県長井市)	450百万円	100%	送変電機材、架空・地中配電機材等の製造・販売
奥村金属(株) (兵庫県尼崎市/同左、滋賀県栗東市)	310百万円	100%	銅およびアルミニウム加工品の製造・販売

会社名（本社/工場所在地）	資本金	出資比率	主要な事業内容
古河物流㈱（東京都千代田区）	292百万円	100%	貨物運送等
古河AS㈱ （滋賀県犬上郡/同左、三重県亀山市）	100百万円	100%	自動車部品等の製造・販売
古河エレコム㈱（東京都千代田区）	98百万円	100%	電線・ケーブル等の販売
古河マグネットワイヤ㈱ （東京都千代田区/三重県亀山市）	96百万円	100%	巻線、各種金属線の製造・販売

（注）奥村金属㈱について、当社が保有する株式の全てを、日本産業パートナーズ㈱傘下の特別目的会社へ譲渡することを決定しております。

3 海外子会社

会社名（所在地）	資本金	出資比率	主要な事業内容
 OFS Fitel, LLC（米国）	362百万米ドル	100%	情報通信ソリューション事業
 American Furukawa, Inc.（米国）	109百万米ドル	100%	自動車部品等の製造・販売
 Furukawa Electric LatAm S.A. （ブラジル）	149百万リアル	100%	情報通信ソリューション事業
 瀋陽古河電纜有限公司（中国）	643百萬元	100%	電線等の製造・販売
 古河銅箔股份有限公司（台湾）	1,555百万新台幣ドル	100%	リチウムイオン電池用電解銅箔等の製造・販売
 台日古河銅箔股份有限公司（台湾）	1,475百万新台幣ドル	81.85%	回路用電解銅箔等の製造・販売
 Furukawa Metal (Thailand) Public Co., Ltd.（タイ）	480百万バーツ	44.00%	銅管等の製造・販売
 Thai Furukawa Unicom Engineering Co., Ltd.（タイ）	104百万バーツ	91.75%	情報通信、CATV等のエンジニアリング
 Furukawa Automotive Parts (Vietnam) Inc.（ベトナム）	18百万米ドル	100%	自動車部品等の製造
 PT Tembaga Mulia Semanan Tbk（インドネシア）	12百万米ドル	42.42%	銅線・アルミ線の製造・販売
 Furukawa Electric Singapore Pte. Ltd.（シンガポール）	3百万米ドル	100%	電線、電子線材、巻線、金属製品等の販売
 Trocellen GmbH（ドイツ）	8,500千ユーロ	100%	発泡製品の製造・販売

（注）1. 出資比率は、間接保有を含んでいます。
2. 当期における当社の連結子会社は112社、持分法適用の関連会社は13社です。
3. Furukawa Metal (Thailand) Public Co., Ltd.について、当社が保有する株式の全てを、日本産業パートナーズ㈱傘下の特別目的会社へ譲渡することを決定しております。

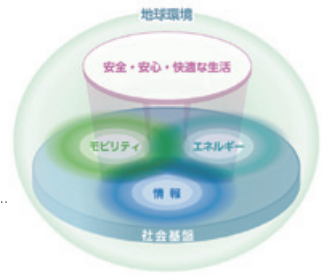
（9）従業員の状況（2020年3月31日現在）

セグメント名	企業集団の従業員数	当社の従業員数
■ インフラ	9,650名	1,379名
■ 電装エレクトロニクス	35,328名	694名
■ 機能製品	2,956名	671名
■ サービス・開発等	2,298名	1,181名
合 計	50,232名（1,983名減）	3,925名（109名増）

- (注) 1. 臨時従業員および企業集団外への出向者は含んでおりません。
 2. 上表中の（ ）内は、前期末比の増減です。
 3. サービス・開発等セグメントの従業員数には、当社の本部部門やグローバルマーケティングセールス部門など、全社共通の業務に従事する人員が含まれております。
 4. 当社従業員における平均年齢は44.1才、平均勤続年数は19.4年です（臨時従業員および出向者は含んでおりません）。

ご参考 「古河電工グループ ビジョン2030」の実現に向けた研究開発活動

当社グループは、「古河電工グループ ビジョン2030」を掲げ、「地球環境を守り」「安全・安心・快適な生活を実現する」ため、情報/エネルギー/モビリティが融合した社会基盤の創出を目指し、研究開発に取り組んでおります。



古河電工グループ ビジョン2030

■ 超電導線材に関する研究開発体制

昨年4月に超電導製品に関する組織を研究開発本部内に設置し、医療機器や大型加速器向けである低温超電導線材のさらなる高機能化および小型核融合炉(*)に必要な技術とされる高温超電導線材の量産実現に向けた体制構築を推進しております。また、米国子会社のSuperPower Inc.では、高温超電導線材の量産体制を強化するため、本年2月に新建屋を建設し、本年6月の設備稼働に向け準備を進めております。当社グループは、低温超電導および高温超電導のどちらも製造可能なメーカーとして、医療機器や核融合炉など様々な方面へ超電導技術を応用することで、社会課題の解決に貢献してまいります。



SuperPower Inc.新建屋イメージ図

- (*) 核融合…強力な超電導マグネットで高温プラズマ（数億度）を閉じ込め、核融合反応でエネルギーを発生させる。核融合の燃料の元は海水（重水素（ ^2H ））であり、二酸化炭素（ CO_2 ）を排出せずに発電可能で環境負荷も低いことから、核融合による発電は次世代のエネルギー源として期待されている。

■ 「次世代インフラ創生センター」の設立

情報/エネルギー/モビリティが融合した領域での次世代インフラに対する横断的な取組みの強化を目指し、昨年2月に研究開発本部内に「次世代インフラ創生センター」を設置し、研究開発を行っております。

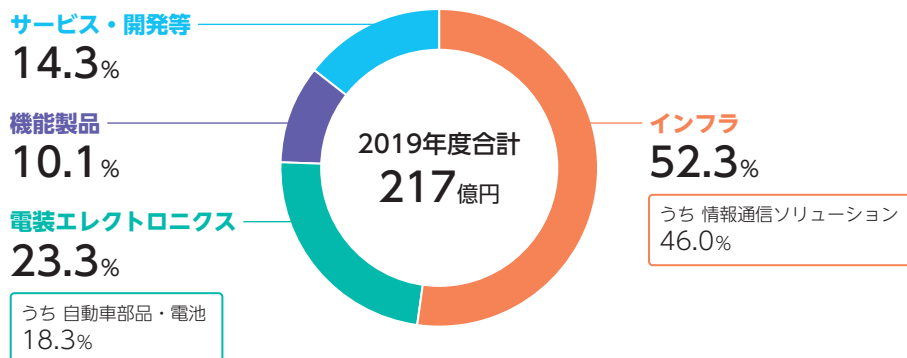
例えば、エネルギーとモビリティの融合分野では、人手を介さない充電技術であるワイヤレス給電技術の開発に取り組んでおります。現在、ワイヤレス給電技術は磁界方式が一般的ですが、当社が注力している電界方式はモビリティに搭載しやすい軽量性や、金属異物等を加熱しない高い安全性という特徴があります。小型電動モビリティやロボット等への給電技術として、当社の独自技術である電界方式の実用化に向けた研究開発を推進してまいります。



モビリティに搭載したワイヤレス給電システム

当社は、今後も積極的に研究開発を推進し、「古河電工グループ ビジョン2030」に掲げる目標を達成するための取組みを加速してまいります。

ご参考 当社グループのセグメント別研究開発投資比率



(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社子会社製の部品を組み込んだ自動車について市場回収措置（リコール）が行われており、米国において当社子会社が部品の販売先からその費用の一部分担に関して訴訟の提起を受け、係争中でしたが、2019年12月に米国裁判所の勧めにより、和解交渉を再開しました。なお、上記に関連して合理的に見積が可能な費用見込み額については、既に引当処理を行っております。

また、当社は、自動車部品取引に関し、ブラジル競争法当局の調査を受けております。このほか、電力ケーブル事業を営む(株)ビスキャスに対して、ブラジル競争法当局による調査が行われておりましたが、本年4月に、ブラジル競争法当局より課徴金の賦課決定が下され、同社ではこの決定を受容することといたしました。なお、当社および当社子会社は、競争法違反行為に関して、一部の顧客などから、損害の賠償を求められています。上記は、いずれも過去の行為に起因するものであり、現時点においてはこれらの行為は行われておりません。

2. 当社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 発行済株式の総数等

株式の種類	発行可能株式総数	発行済株式総数	株主数
普通株式	250,000,000株	70,666,917株	49,411名

(2) 大株主の状況

大株主の氏名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,524,300株	7.82%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,458,200株	4.90%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	2,496,300株	3.53%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	2,413,500株	3.42%
朝日生命保険相互会社	1,365,050株	1.93%
古河機械金属株式会社	1,329,045株	1.88%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,250,000株	1.77%
富士電機株式会社	1,100,000株	1.56%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 古河機械金属口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,091,900株	1.55%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 朝日生命保険口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,050,000株	1.49%

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (49,493株) を控除して計算しております。
 2. 株式会社みずほ銀行については、同社が退職給付信託として設定した上記株式2,413,500株とは別に、同社が保有する株式が173株あります。

3. 当社役員に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
柴 田 光 義	取締役会長	いすゞ自動車(株)社外取締役 東武鉄道(株)社外取締役 朝日生命保険相互会社社外監査役
小 林 敬 一	代表取締役社長	
藤 田 純 孝	社外取締役 (非常勤)	伊藤忠商事(株)理事 オリンパス(株)社外取締役 (一社) 日本CFO協会理事長
塚 本 修	社外取締役 (非常勤)	(一財) 石炭エネルギーセンター理事長
中 本 晃	社外取締役 (非常勤)	(株)島津製作所代表取締役会長
御代川 善 朗	社外取締役 (非常勤)	
藪 ゆき子	社外取締役 (非常勤)	大和ハウス工業(株)社外取締役
荻 原 弘 之	代表取締役兼執行役員副社長 (グループ変革本部長)	
黒 田 修	取締役兼執行役員常務 (グローバルマーケティングセールス部門長)	
宮 本 聡	取締役兼執行役員常務 (総務・CSR本部長)	
牧 謙	取締役兼執行役員 (戦略本部長)	
福 永 彰 宏	取締役兼執行役員 (財務・グローバルマネジメント本部長)	
天 野 望	監査役 (常勤)	愛知電機(株)社外取締役
柏 木 隆 宏	監査役 (常勤)	富士古河E&C(株)社外監査役
溝 田 義 昭	監査役 (常勤)	
藤 田 譲	社外監査役 (非常勤)	朝日生命保険相互会社最高顧問 (公社) ユナイテッド・ワールド・カレッジ 日本協会会長 日本ゼオン(株)社外監査役 日本軽金属ホールディングス(株)社外監査役
塚 本 隆 史	社外監査役 (非常勤)	みずほフィナンシャルグループ名誉顧問 朝日生命保険相互会社社外取締役 イオン(株)社外取締役 (株)インターネットイニシアティブ社外取締役
酒 井 邦 彦	社外監査役 (非常勤)	TMI総合法律事務所顧問弁護士 本田技研工業(株)社外取締役 (監査等委員)

(注) 1. 取締役藤田純孝氏、塚本修氏、中本晃氏、御代川善朗氏および藪ゆき子氏ならびに監査役藤田譲氏、塚本隆史氏および酒井邦彦氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 各監査役が有する財務および会計に関する知見は次のとおりです。

- ・監査役天野望氏は、当社において税務および会計業務に従事した経験を有しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
- ・監査役藤田譲氏は、金融機関の代表取締役および財務部門担当取締役の経験を有しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
- ・監査役塚本隆史氏は、金融機関の代表取締役および財務部門担当取締役の経験を有しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。

3. 取締役御代川善朗氏、藪ゆき子氏、宮本聡氏および福永彰宏氏ならびに監査役溝田義昭氏は、2019年6月27日開催の第197回定時株主総会において、新たに取締役または監査役に選任され、就任いたしました。なお、取締役相馬信義氏、寺谷達夫氏、小塚崇光氏および木村隆秀氏ならびに監査役佐藤哲哉氏は、第197回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、それぞれ取締役または監査役を退任いたしました。

4. 当社は朝日生命保険相互会社の基金総額の2.20％に相当する金額を拠出しており、同社は当社発行済株式総数の3.42％（同社が退職給付信託として信託設定した株式を含む）を保有しております。当社は日本ゼオン㈱の発行済株式総数の2.36％（当社が退職給付信託として信託設定した株式を含む）を保有しており、同社は当社発行済株式総数の0.35％を保有しております。

なお、当社は藤田純孝氏が理事長を務める一般社団法人日本CFO協会に加盟し、年会費等を支払っており、また、塚本修氏が理事長を務める一般財団法人石炭エネルギーセンターに賛助会員として加盟し、年会費等を支払っております。また、当社は中本晃氏が代表取締役会長を務める㈱島津製作所との間で、当社が同社に対して放熱製品の販売を行う取引等があります。

ご参考 2020年4月1日現在の取締役および監査役、執行役員、シニア・フェロー^(注)の地位および担当は次のとおりです。

氏 名	地位および担当
柴 田 光 義	取締役会長
小 林 敬 一	代表取締役社長
藤 田 純 孝	社外取締役（非常勤）
塚 本 修	社外取締役（非常勤）
中 本 晃	社外取締役（非常勤）
御代川 善 朗	社外取締役（非常勤）
藪 ゆ き 子	社外取締役（非常勤）
荻 原 弘 之	代表取締役兼執行役員副社長（グループ変革本部長）
黒 田 修	取締役兼執行役員常務（営業統括本部長）
宮 本 聡	取締役兼執行役員常務（総務・CSR本部長）
牧 謙	取締役兼執行役員（戦略本部長）
福 永 彰 宏	取締役兼執行役員（財務・グローバルマネジメント本部長）
天 野 望	監査役（常勤）
柏 木 隆 宏	監査役（常勤）
溝 田 義 昭	監査役（常勤）
藤 田 譲	社外監査役（非常勤）
塚 本 隆 史	社外監査役（非常勤）
酒 井 邦 彦	社外監査役（非常勤）
小 塚 崇 光	執行役員専務（エネルギーインフラ統括部門長）
木 村 隆 秀	執行役員専務（情報通信ソリューション統括部門長）
Foad Shaikhzadeh	執行役員常務（Furukawa Electric LatAm S.A.（ブラジル）President）
伊地知 哲 朗	執行役員常務（研究開発本部長）
大 野 良 次	執行役員常務（機能製品統括部門長）
阿 部 茂 信	執行役員常務（自動車部品事業部門長）
田 中 雅 子	執行役員（戦略本部副本部長）
後 藤 淳	執行役員（Furukawa (Thailand) Co.,Ltd.（タイ）Managing Director）
Jozsef Takacs	執行役員（Trocellen GmbH（ドイツ）CEO）
Gyula Besztercey	執行役員（Furukawa Electric Institute of Technology Ltd.（ハンガリー）President）
寺 内 雅 生	執行役員（電装エレクトロニクス材料統括部門長）
山 井 智 之	執行役員（自動車部品事業部門副事業部門長）
福 田 隆 志	執行役員（戦略本部ICT戦略企画部長）

氏 名	地位および担当
上 村 高 敏	執行役員（ものづくり改革本部長）
福 島 徹	執行役員（SuperPower Inc.（米国）CEO）
永 井 清 俊	執行役員（OFS Fitel, LLC（米国）Executive Vice President）
浦 上 敬 一 郎	執行役員（営業統括本部中部支社長）
内 田 輝 義	執行役員（ものづくり改革本部企画統括部長）
島 田 道 宏	執行役員（研究開発本部次世代インフラ創生センター長）
柳 登 志 夫	執行役員（機能製品統括部門銅箔事業部門長）
森 平 英 也	執行役員（情報通信ソリューション統括部門ファイバ・ケーブル事業部門長）
枘 谷 義 雄	執行役員（営業統括本部新事業創出統括部長）
粕 川 秋 彦	シニア・フェロー（研究開発本部情報通信・エネルギー研究所）

(注) シニア・フェローとは、国際的に通用する高度な専門知識により、当該専門領域における創造的で斬新なビジョン・中長期的方向性を提案するとともに、その専門性の伝承および後進の育成を行う人材として認定された、執行役員と同等待遇の専門職のことです。

(2) 社外役員に関する事項

1) 社外役員の主な活動状況

1 社外取締役

氏 名	取締役会出席状況 (出席率)	発言の状況
藤 田 純 孝	16回中16回 (100%)	商社の経営者としての豊富な知識・経験に基づき、コーポレートガバナンス、事業戦略、財務会計およびグループ企業管理などに関する議題を中心に、グループ・グローバル経営の視点から活発に発言を行っております。 なお、同氏は幹事社外役員として社外役員会議 ^(注1) の議長を務めるほか、指名・報酬委員会の委員長としても活動しております。
塚 本 修	16回中15回 (93.8%)	経済産業省における産業政策分野での豊富な知識・経験に基づき、研究開発、事業戦略および製品品質などに関する議題を中心に、経済政策や市場動向を踏まえて活発に発言を行っております。 なお、同氏は指名・報酬委員会の委員としても活動しております。
中 本 晃	16回中16回 (100%)	大手精密機器メーカーの経営者としての豊富な知識・経験に基づき、事業戦略、リスクマネジメントなどに関する議題を中心に、グループ・グローバル経営の視点から活発に発言を行っております。 なお、同氏は指名・報酬委員会の委員としても活動しております。
御代川 善 朗	12回中12回 ^(注2) (100%)	大手製薬会社の経営者としての豊富な知識・経験に基づき、コーポレートガバナンス、事業戦略および人材育成などに関する議題を中心に、当社グループ全体のガバナンス向上に向け、活発に発言を行っております。 なお、同氏は指名・報酬委員会の委員としても活動しております。
藪 ゆき子	12回中12回 ^(注2) (100%)	大手電機メーカーでのマーケティング・製品開発等の分野における豊富な知識・経験に基づき、事業戦略、マーケティングおよびダイバーシティなどに関する議題を中心に、幅広い視点から活発に発言を行っております。 なお、同氏は指名・報酬委員会の委員としても活動しております。

(注) 1. 当社は、社外役員間での客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図り、またこれらにより形成・共有した意見を必要に応じ取締役会に報告することを目的に、社外役員会議を定期的に開催しており、当事業年度においては、3回開催いたしました。

2. 社外取締役の御代川善朗氏および藪ゆき子氏は第197回定時株主総会において新たに選任されたため、出席対象となる取締役会の回数が他の社外取締役と異なります。

3. 上表内の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

2 社外監査役

氏 名	出席状況		発言の状況
	取締役会 (出席率)	監査役会 (出席率)	
藤 田 譲	16回中15回 (93.8%)	8回中8回 (100%)	金融機関の経営者としての豊富な知識・経験に基づき、取締役会および監査役会において、コンプライアンス、財務政策およびグループ企業管理などに関する議題を中心に、リスクマネジメントの観点から活発に発言を行っております。 また、監査役会においては、上記に加え、会計監査人の監査および四半期レビューの結果に対する質疑・確認等について、活発に発言を行っております。
塚 本 隆 史	16回中16回 (100%)	8回中8回 (100%)	金融機関の経営者としての豊富な知識・経験に基づき、取締役会および監査役会において、グループ企業管理、財務政策およびインベスターリレーションシップなどに関する議題を中心に、リスクマネジメントの観点から活発に発言を行っております。 また、監査役会においては、上記に加え、会計監査人の監査および四半期レビューの結果に対する質疑・確認等について、活発に発言を行っております。
酒 井 邦 彦	16回中16回 (100%)	8回中8回 (100%)	司法分野での永年の経験を通じて培われた企業法務等に関する豊富な知識・経験に基づき、取締役会および監査役会において、各国の法的規制や訴訟対応などに関する議題を中心に、リスクマネジメントの観点から活発に発言を行っております。 また、監査役会においては、上記に加え、会計監査人の監査および四半期レビューの結果に対する質疑・確認等について、活発に発言を行っております。

(注) 上表内の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

2) 当該事業年度における当社の不当・不正な業務執行に関する対応の概要

該当する事実はありません。

3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額です。

(3) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

1 当社の役員報酬の審議・決定機関

当社では、委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会が、取締役会の委任に基づき、役員の報酬等に関する方針や制度について審議、決定しております。同委員会は、7名の委員で構成され、うち委員長を含む5名の委員が社外取締役となっております。同委員会における審議・決定事項は次のとおりです。

【指名・報酬委員会の審議・決定事項】

- (1) 取締役会の諮問に基づき審議・答申する事項
 - ・株主総会に提出する取締役、監査役の選任・解任に関する議案の内容
 - ・代表取締役、取締役会長、取締役社長の選定・解職
 - ・執行役員の選任・解任
 - ・役付執行役員（執行役員副社長、執行役員専務、執行役員常務）の選定・解職
- (2) 取締役会の委任に基づき審議・決定する事項
 - ・取締役、執行役員の評価
 - ・取締役、執行役員の報酬等に関する方針・制度
 - ・取締役、執行役員の個人別の報酬等の内容
 - ・株主総会に提出する取締役、監査役の報酬等に関する議案の内容
 - ・関係会社代表者の報酬等に関するガイドライン
 - ・取締役、執行役員の任期上限および退任後の取扱いに関する方針
 - ・特別顧問・名誉顧問の選任・解任、報酬に関する案の内容
 - ・経営陣のサクセッションプランの内容
- (3) 取締役、監査役、執行役員のトレーニングの内容および方針についての審議・決定

2 当社の役員報酬決定の方針

当社では、役員報酬の決定に関する方針を「役員報酬は、当社グループが企業価値を増大させ、事業活動を通じて社会に貢献しながら持続的に発展していくために、個々の役員がその持てる能力を遺憾なく発揮し、意欲的に職責を果たすことを可能ならしめる内容のものとする。」と、指名・報酬委員会の決議に基づき定めております。本方針に則り、指名・報酬委員会では、社外の専門機関が行う調査を用い当社と同等規模の製造業約30社と比較することで、役員報酬の制度設計や水準等の妥当性、有効性ならびに適切性を毎年確認しております。

3 当社の役員報酬の概要

当社の役員報酬は、基本報酬、短期業績連動報酬（個別）、短期業績連動報酬（全社）および中長期業績連動報酬で構成され、各報酬の支給割合については、上位の役位の者ほど報酬総額に占める業績を反映した報酬の割合が高くなるよう設計しております。

報酬総額に占める業績を反映した報酬の割合は、役位により異なるものの、概ね3割から5割となっております。

各報酬の内容・決定方法等は、以下のとおりであります。

報酬項目	概要
基本報酬	取締役、監査役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェローに支給される報酬で、経営の監督と業務執行といった役割の違いや役位に応じて決定した固定額を、毎月金銭で支給します。
短期業績連動報酬 (個別) (支給率：0～200%)	社外取締役を除く取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェローに支給される報酬で、指名・報酬委員会において、個々の役員を対象に前事業年度における担当部門の事業計画達成度^(※)や施策の実施状況などを評価したうえで決定した額を、毎月金銭で支給します。 (※) 中期経営計画に沿って策定する重要業績評価指標 (Key Performance Indicators) を用いて評価します。ただし、会長、社長および本部部門担当者については、全社業績に連動した指標を用いて評価します。
短期業績連動報酬 (全社) (支給率：0～200%)	社外取締役を除く取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェローに支給される報酬で、指名・報酬委員会が決定した連結営業利益を評価基準^(※)として確定した報酬額を、年一回金銭で支給します。 (※) 当社の当該年度の業績を適切かつ明確に反映するために連結営業利益を指標として採用しております。
中長期業績連動報酬 (支給率：0～130%)	社外取締役を除く取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェロー(以下、本欄で「取締役等」^(※1)といいます)に支給される報酬で、株式報酬制度(以下、本欄で「本制度」といいます)をその内容としています。本制度では、当社が拠出する金員を原資として信託を通じて取得した当社株式等を、取締役等に対して支給します。 本制度においては、3事業年度毎の期間を1単位対象期間(現行期間は2019年4月1日から2022年3月31日まで)とし、当社は、取締役等への報酬として、対象期間毎に450百万円を上限とする金員を信託へ拠出します。取締役等は、当社株式等の支給を受ける権利の基礎として、役位に応じて予め定められた数のポイントを毎年付与されます^(※2)。付与されたポイントは、各対象期間の終了後に、対象期間中の当社株価変動率とTOPIX(東証株価指数)変動率の比較基準に従い、一定の場合にはポイント数の調整がなされたうえで、当社株式等の支給を受けることができるポイントとして確定します。対象期間中に取締役等を退任する役員についても、これに準じた調整を行います。 取締役等は、原則としてその退任時に、在任中に確定したポイント数に応じた当社株式等の支給を信託から受けます。 (※1) 海外在住者は、本制度の対象外とし、代わりに同制度における報酬と同等額の報酬を、その退任時に金銭にて支給されます。 (※2) 対象期間毎に取締役等に付与される総ポイント数は180,000ポイントを上限とし、1ポイント当たり当社普通株式1株に対応します。

(注) 1. 上表中の支給率は、制度毎に定めた標準報酬水準を100%とした場合に、業績連動評価により実際の報酬額が変動する割合を示しています。

2. 役員の報酬等に関する株主総会決議は以下のとおりです。

[取締役等]

株主総会決議年月日	決議の内容	現行制度で該当する報酬項目
第184回定時株主総会 (2006年6月29日開催)	取締役の報酬額は、年額600百万円以内とし、各取締役の報酬額の決定は、取締役会の決議により定めております。なお、同限度額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。	基本報酬 短期業績連動報酬 (個別) 短期業績連動報酬 (全社)
第197回定時株主総会 (2019年6月27日開催)	社外取締役を除く取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェローに対する業績連動型株式報酬制度に基づき設定される信託に追加拠出することができる金額の上限を、3事業年度毎に450百万円としております。当事業年度においては取締役7名、執行役員15名、シニア・フェロー2名の計24名に対してポイントが付与されております。	中長期業績連動報酬

〔監査役〕

第192回定時株主総会（2014年6月25日開催）において、年額130百万円以内とし、各監査役の報酬額は、監査役の協議により定めるものと決議されております。

4 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数
		基本報酬	短期 業績連動報酬 (個別)	短期 業績連動報酬 (全社)	中長期 業績連動報酬	
取締役（社外取締役を除く）	432百万円	267百万円	77百万円	24百万円	63百万円	9名
監査役（社外監査役を除く）	91百万円	91百万円	—	—	—	4名
社外役員	111百万円	111百万円	—	—	—	10名
うち社外取締役	75百万円	75百万円	—	—	—	7名
うち社外監査役	36百万円	36百万円	—	—	—	3名

- (注) 1. 上表の金額および員数には、当該事業年度に退任した取締役4名、監査役1名を含んでおります。
 2. 取締役（社外取締役を除く）7名に対する短期業績連動報酬（全社）24百万円は2020年7月に支給予定です。
 3. 中長期業績連動報酬額には、株式報酬制度のもと当該事業年度分として付与されたポイントに相当する株式数を、当期の報酬とみなして計上した額を記載しております。
 4. 当事業年度における役員の報酬等の額の決定過程における取締役会および指名・報酬委員会の活動状況は次のとおりです。

開催年月日・機関	概 要
2019年6月13日開催 指名・報酬委員会	・ 2019年3月期の役員業績の審議・評価
2019年6月27日開催 取締役会	・ 取締役および執行役員の個人別の報酬額等の内容の決定を指名・報酬委員会に委任する旨の決議
2019年6月27日開催 指名・報酬委員会	・ 2020年3月期の取締役および執行役員の個人別の報酬額等の内容の決定

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	有限責任監査法人トーマツ
① 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	181百万円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	158百万円
③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	109百万円

(注) 当社および当社の子会社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記②および③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

なお、当社の重要な子会社のうち、東京特殊電線(株)ほか9社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人による監査計画の概要説明の中で、見積監査時間および監査報酬額についても説明を受け、見積監査時間の妥当性や適切性などを確認した結果、高品質な監査を可能とする十分な監査時間が確保できており、監査報酬額のその単価、前期の報酬額との比較から問題ない額であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項以外の非監査業務として、会計アドバイザリー業務等を委託しております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任または不再任の決定の方針について、監査役会は、以下のとおり定めております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役は会計監査人を解任した旨と解任理由を報告する。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないなど会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合、または監査の信頼性・適正性をより高めるために妥当であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任の検討を行い、その必要があると判断したときには、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定する。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制について、次のとおり基本方針を定めております。

当社および当社グループは、事業環境や市場の変化に機動的に対応した事業運営を行い意思決定の迅速化など経営の効率化を追求する一方、以下の方針と体制によって、経営の健全性の維持、向上に努め、企業価値の増大を図る。

1 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「古河電工グループ理念」「古河電工グループCSR行動規範」を倫理法令遵守の基本とし、「コンプライアンスに関する規程」に基づき、社長が最高責任者となり、CSR・リスクマネジメント委員会、総務・CSR本部を中心に、社内教育や法令違反の点検などのコンプライアンス活動を推進する。
- ② コンプライアンス活動の浸透と継続を図るため、各事業部門長等をコンプライアンス責任者とし、主要部門においては、部門リスク管理推進者を置き、各部門内でのコンプライアンス活動を効果的に推進する。
- ③ カルテル行為等の再発防止のため、独占禁止法、各国競争法に関する教育・啓蒙活動を継続し、同業他社との接触、価格決定プロセスに関する統制を強化するとともに、定期的に外部専門家の助言を受ける等、監視を徹底する。
- ④ コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、「内部通報制度」を活用し、通報があった事案については、通報者保護との調和を図りつつ、総務・CSR本部CSR推進部および関係部門が適正かつ迅速に対応し、これらの状況を取締役会へ報告する。
- ⑤ 監査部は、内部監査部門として、各部門の職務執行状況をモニタリングし、コンプライアンス体制を含む内部統制システムが有効に機能しているかを検証し、これらの結果を経営層へ報告する。
- ⑥ 反社会的勢力に対しては「古河電工グループCSR行動規範」第7項の4で示した基本的な考え方（毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する）に基づき、総務・CSR本部総務部を統轄部署として徹底した対応を行う。

2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会、経営会議、稟議等の重要な意思決定に係る記録および書類は、法令および「文書保管規程」その他の社内規程に基づき保管する。
- ② 取締役の職務執行に係るものを含む各種情報については、「情報セキュリティ基本規程」等の社内規程に基づき管理するとともに、情報資産としての重要性和保護の必要性の観点からも適正に取扱う。

3 当社の損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会、経営会議、稟議等の重要な意思決定を行う際には、当該事案から予測されるリスクを資料等に明示し、これらを認識したうえで判断する。会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、その内容と対応策につき、取締役会へ報告される体制を構築する。
- ② 各業務執行部門におけるリスク管理状況については、監査部の内部監査の対象とし、その結果を定期的に取締役会へ報告する。
- ③ 「リスク管理・内部統制基本規程」においてリスク管理体制と管理方法について定めるとともに、効果的なリスク管理体制を構築するため、取締役会の下に、社長を委員長とするCSR・リスクマネジメント委員会を設置し、当社グループの事業運営上のリスク全般を把握し、その評価と管理方法の妥当性について検証する。

- ④ CSR・リスクマネジメント委員会は、各種のリスクのうち、品質管理、安全、環境、防災・事業継続マネジメントなどにつき特別委員会を設置して、重点的にリスク管理体制を強化する。

4 財務報告の適正性を確保するための体制

「リスク管理・内部統制基本規程」に基づき、「古河電工グループ『財務報告に係る内部統制の整備、評価』に関する基本方針」(J-SOX対応基本方針)を定めるとともに、構築・整備・運営・モニタリングの体制と責任を明確にする。

5 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営計画および単年度予算において達成すべき経営目標を具体的に定め、各事業部門長等は、その達成に向けて職務を遂行し、達成状況を定期的に取り締役会へ報告する。また、この結果は、報酬等の評価に適正に反映されるものとする。
- ② 取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については、付議基準を詳細かつ具体的に定めるとともに、「業務執行責任者等の職務権限等に関する規程」により、各事業部門長等の職務権限と担当業務分掌の明確性を確保する。
- ③ 部門長の職務分掌についても、「基本職務分掌規程」および「職務上の責任と権限に関する規程」に基づき、組織変更等に対応して、常に見直しがなされる仕組みを構築する。

6 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「グループ経営管理規程」に基づき、子会社毎の管理責任者を定め、子会社に対し経営状況を把握するために必要となる情報の定期報告を求め、経営指導を行うとともに、一定の事項については、当社の承認を要するものとする。
- ② 中期経営計画および単年度予算において、子会社の達成すべき経営目標を具体的に定め、管理責任者は、その達成状況を定期的に取り締役会へ報告する。
- ③ 「リスク管理・内部統制基本規程」において当社グループにおけるリスク管理体制と管理方法について定めるとともに、CSR・リスクマネジメント委員会において、当社グループの事業運営上のリスクを把握し、その管理方法の妥当性について検証する。
- ④ 「古河電工グループ理念」「古河電工グループCSR行動規範」に基づき、「コンプライアンスに関する規程」において子会社に対しコンプライアンス責任者の設置を義務づける。また、総務・CSR本部が中心となり、子会社に対し、リスク管理、内部統制、コンプライアンスに関する教育の実施や助言、指導を行う。
- ⑤ 主要な子会社へは、非常勤役員を派遣し、コンプライアンスやリスク管理等を含む経営全般についてのモニタリングを行うほか、監査部は、親会社監査部門の立場からの子会社監査を実施する。

7 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議のうえ適任者を配置する。

8 前号の使用人の当社の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 補助使用人は監査役付の発令を受け、監査役の指揮命令に従い監査役業務の補助および監査役会の運営の補助を行う。
- ② 補助使用人は、「監査役補助使用人の取扱い内規」により、取締役からの独立性が保障され、異動、考課、懲戒等については監査役の同意を要するものとする。

9 当社および子会社の取締役または使用人による当社の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役が監査のために必要と判断する会議および資料については、常時出席、閲覧が可能な体制を維持する。

- ② 当社および子会社の内部統制の構築・運営状況、コンプライアンスの状況、リスク管理の状況については、取締役または担当部門長が適宜監査役へ報告する。
- ③ 取締役および各部門長は、当社および子会社において、「会社に著しい損害を及ぼす事実」または「取締役の法令・定款に違反する重大な事実」を発見したとき、「内部通報制度による通報内容」の調査を実施したとき、「行政当局等からの指摘、処分等」を受けたときは、速やかに監査役へ報告する。
- ④ 監査役は、当社および子会社の取締役および使用人に対し、業務執行に関する事項について報告を求めることができる。

10 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への前号の報告を行った当社および子会社の役職員が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことについて、「古河電工グループCSR行動規範」および「コンプライアンスに関する規程」に定める。

11 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

12 その他当社の監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 監査役会の監査方針・監査計画は、取締役会の報告事項とし社内に周知徹底するとともに、監査状況についても、定期的に社長および取締役会が報告を受ける。
- ② 監査役監査基準を取締役および従業員に周知し、監査役監査の重要性等についての社内の認識・理解を深める。
- ③ 内部監査部門の強化を図り、監査役との連携を密にする。
- ④ その他監査役からの監査役監査の実効性確保等についての要請があった場合は、取締役および使用人は誠実に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制に関する運用状況の概要

1 コンプライアンスおよびリスク管理に関する事項

- ① 社長を委員長とするCSR・リスクマネジメント委員会を、当該事業年度において2回開催しました。同委員会では、当社グループにおける、コンプライアンス教育の実施、会計処理事務、情報セキュリティ施策の実施、内部通報制度の運用、事業継続計画の進捗など、リスク管理の状況が確認されるとともに、改善が必要な事項について、その対応策を審議・決定しています。また同委員会の活動状況は、取締役会に報告されています。
- ② CSR・リスクマネジメント委員会の特別委員会である古河電工グループ品質管理委員会を当該事業年度において4回開催したほか、製品検査に関する調査を実施しました。重大な品質トラブルの発生や顧客クレーム等に関する情報を収集し、必要に応じて、事業部門および関係会社に対し、品質管理体制の改善策を指示しています。
- ③ 当該事業年度においては、本社および事業所で競争法遵守・贈収賄禁止に関するセミナーを開催したほか、経営層および関連管理部門に対するコンプライアンス問題事例集の配付を行いました。その他、内部通報された事項に対しては、必要に応じて外部専門家と相談のうえ、適宜対応しています。
- ④ 内部監査部門である監査部による各業務執行部門に対する業務監査の結果は、被監査部門長へ報告されるとともに、その概要は、取締役会に報告されています。

2 取締役の業務執行における効率性確保に関する事項

- ① 当該事業年度においては、16回の取締役会を開催しました。取締役会においては、重要な業務執行の決定や、中期経営計画の進捗ならびに年度予算などの経営目標の達成状況を確認するとともに、コーポレートガバナンスをはじめとする経営に関する基本事項について審議を行いました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

- ② 業務執行の成果を業務執行取締役や執行役員の報酬へより適正に反映させるため、委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会の決定に基づき、株式報酬制度の導入を含め報酬総額に占める業績連動報酬の割合を増やすような役員報酬体系を整備し運用しています。

3 財務報告の適正性に関する事項

「古河電工グループ『財務報告に係る内部統制の整備・評価』に関する基本方針」(J-SOX対応基本方針)に基づき実施した内部統制の整備状況に関する評価結果は取締役会に報告されるとともに、内部統制報告書の提出に際しては取締役会の承認を得ています。

4 企業集団における業務の適正に関する事項

- ① 子会社毎に年度予算を設定し管理しているほか、子会社の経営等に関し重要なものとして当社付議基準で定める事項は、当社取締役会、経営会議等において審議しています。その他、主に海外子会社を対象として、人事労務・経理・IT関連の経営基盤整備の支援を行っています。
- ② 国内において、関係会社コンプライアンス総括会議を開催し、内部統制に関する重要事項について活動状況の情報共有を行いました。また、国内外のグループ会社に対するコンプライアンス問題事例集の配付に加え、国内ならびにベトナム、中国、インドネシアにおいて、競争法遵守や贈収賄禁止などコンプライアンスに関するセミナーを当社主催で開催するなど、当社グループの内部統制強化を図っております。
- ③ グループ会社における内部通報制度の導入および整備を進めております。
- ④ 子会社の規模や重要性を勘案して当社役職員を当該子会社の取締役や監査役として派遣し、業務執行の監督を行っています。

5 監査の実効性確保に関する事項

- ① 監査役は、取締役会のほか、経営会議、CSR・リスクマネジメント委員会その他の重要な会議に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しています。
- ② 監査役は、監査役会で定めた監査方針・監査計画および監査結果を取締役に報告しています。また、監査役は、当社の内部監査部門等ならびに国内関係会社の監査役および内部監査部門などとの連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を図っているほか、海外関係会社も含めて往査を実施しております。
- ③ 当該事業年度においては、8回の監査役会を開催し、監査役間の意見交換・情報共有を行いました。
- ④ 監査役会は、会計監査人より監査計画の説明を受け、重要な監査項目などについて協議しました。また、監査役会は、各四半期および事業年度末の決算に応じ会計監査人より報告された四半期レビューの結果および当該事業年度の監査結果、監査の品質管理体制について意見交換等を行いました。その他、必要に応じて監査進捗状況の報告も受けております。
- ⑤ 監査役の要請に基づき、監査役補助使用人を2名配置しています。

以上

(注) 本報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を百万円単位の場合は切り捨て、億円単位の場合は四捨五入して表示しております。

ご参考 本社移転プロジェクトと働き方改革

当社は、2021年7月（予定）に、快適なワークプレイスの実現によって「働き方改革」を加速するため、本社を移転します。

■ 本社移転に向けた取組み

本社移転に際して、「MIX! OWN COLORS 新しい色で共に未来を描こう」をコンセプトに、本社移転プロジェクトチームが中心となり、新しい働き方の実現に向けた様々な取組みを検討しています。「古河電工グループ ビジョン2030」を踏まえ、社内の協働および社外との共創の促進を目的とした多目的スペースの設置や従業員が望む働き方の実現に資するオフィス機能・レイアウトの検討等を行っており、本社移転を機に「働き方改革」を加速させてまいります。



本社移転のコンセプトワード



本社移転後の入居予定ビルイメージ図

■ 働き方改革の取組み

当社では、2017年1月から従業員の生産性向上やワークライフバランスの実現等を目的としてテレワーク勤務制度を導入しています。昨年は、テレワーク勤務の実施場所として外部のサテライトオフィスを追加し、働き方の選択肢を拡大しました。そのほか、時間単位での休暇制度を導入し、従業員の多様な働き方を受容する施策に取り組んでいます。

また、一部のオフィスエリアでは、従業員の働き方に合わせたオフィススペースの活用に取り組んでいます。たとえば、業務内容に適した場所を自ら選択して働くことによる生産性向上等を目的として固定席を持たないグループアドレス制の導入や、オープンで活発な議論の促進を目的に壁一面をホワイトボードにしたスペース、リラックスした雰囲気でのコミュニケーションを望む若手社員の声から生まれたテントスペース等を設置しています。

来年の本社移転に向け、従業員が持てる能力を最大限発揮できるような環境整備を推進してまいります。



テントでの打合せスペース

連結計算書類等

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第198期 (2020年3月31日現在)	第197期 (ご参考) (2019年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産	386,179	420,513
現金及び預金	54,357	44,628
受取手形及び売掛金	192,513	219,347
有価証券	899	2,371
商品及び製品	34,550	40,169
仕掛品	33,849	36,956
原材料及び貯蔵品	47,462	45,764
その他	23,801	32,365
貸倒引当金	△1,254	△1,090
固定資産	408,436	397,508
有形固定資産	254,219	229,360
建物及び構築物	229,611	216,932
機械装置及び運搬具	475,766	467,247
工具、器具及び備品	74,798	71,977
土地	36,354	36,777
リース資産	1,261	3,444
使用権資産	10,934	—
建設仮勘定	34,529	36,444
減価償却累計額	△609,037	△603,463
無形固定資産	16,095	12,204
のれん	2,072	2,751
その他	14,022	9,453
投資その他の資産	138,122	155,942
投資有価証券	100,933	119,188
出資金	6,466	6,199
繰延税金資産	14,726	13,644
退職給付に係る資産	5,899	5,633
その他	11,162	12,448
貸倒引当金	△1,065	△1,172
資産合計	794,616	818,021

科 目	第198期 (2020年3月31日現在)	第197期 (ご参考) (2019年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債	319,647	331,621
支払手形及び買掛金	111,586	131,422
短期借入金	110,515	106,710
コマーシャル・ペーパー	15,000	—
未払法人税等	2,785	3,893
製品補償引当金	17,711	28,400
その他	62,048	61,193
固定負債	201,937	206,488
社債	30,000	20,000
長期借入金	95,573	119,298
繰延税金負債	391	1,547
環境対策引当金	10,396	10,691
退職給付に係る負債	53,460	47,731
資産除去債務	1,304	1,246
その他	10,811	5,972
負債合計	521,585	538,109
(純資産の部)		
株主資本	256,685	243,074
資本金	69,395	69,395
資本剰余金	22,787	22,535
利益剰余金	165,101	151,744
自己株式	△598	△600
その他の包括利益累計額	△16,405	4,584
その他有価証券 評価差額金	10,950	21,788
繰延ヘッジ損益	△1,691	124
為替換算調整勘定	△12,853	△8,937
退職給付に係る 調整累計額	△12,810	△8,391
非支配株主持分	32,750	32,252
純資産合計	273,030	279,911
負債及び純資産合計	794,616	818,021

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第198期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第197期 (ご参考) (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
売上高	914,439	991,590
売上原価	764,200	824,481
売上総利益	150,239	167,108
販売費及び一般管理費	126,674	126,266
営業利益	23,565	40,842
営業外収益	7,446	6,855
受取利息及び配当金	2,652	3,373
持分法による投資利益	2,458	1,685
その他	2,335	1,796
営業外費用	8,240	8,619
支払利息	4,326	4,075
為替差損	1,014	1,100
その他	2,900	3,443
経常利益	22,771	39,078
特別利益	14,934	9,887
固定資産処分益	5,848	3,779
投資有価証券売却益	7,494	4,952
その他	1,590	1,154
特別損失	6,953	13,208
固定資産処分損	798	2,779
投資有価証券評価損	1,102	168
事業構造改革費用	931	34
火災損失	958	—
その他	3,162	10,225
税金等調整前当期純利益	30,751	35,757
法人税等合計	11,754	3,310
法人税、住民税及び事業税	7,793	8,811
法人税等調整額	3,960	△5,500
当期純利益	18,997	32,446
非支配株主に帰属する当期純利益	1,357	3,338
親会社株主に帰属する当期純利益	17,639	29,108

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第198期 (2020年3月31日現在)	第197期 (ご参考) (2019年3月31日現在)	科 目	第198期 (2020年3月31日現在)	第197期 (ご参考) (2019年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	195,416	199,665	流動負債	161,694	158,997
現金及び預金	8,142	4,057	支払手形	755	728
受取手形	2,527	3,718	買掛金	75,309	88,697
電子記録債権	4,131	5,192	短期借入金	41,300	41,837
売掛金	91,287	101,951	コマーシャル・ペーパー	15,000	—
未収法人税等	403	—	未払金	10,923	8,167
商品及び製品	4,964	5,862	未払費用	14,166	15,462
仕掛品	15,498	17,119	未払法人税等	—	1,041
原材料及び貯蔵品	9,426	9,828	前受金	1,415	495
前払費用	1,216	1,056	製品補償引当金	387	387
短期貸付金	34,217	25,283	環境対策引当金	—	11
未収入金	22,560	24,676	工事損失引当金	1,075	1,407
その他	1,055	932	その他	1,362	758
貸倒引当金	△15	△15	固定負債	144,339	145,940
固定資産	278,519	269,347	社債	30,000	20,000
有形固定資産	77,550	70,864	長期借入金	80,750	92,750
建物	30,427	29,689	退職給付引当金	21,121	20,214
構築物	3,491	2,951	環境対策引当金	10,364	10,648
機械及び装置	16,710	13,415	関係会社事業損失引当金	494	730
車両運搬具	91	75	役員株式給付引当金	362	284
工具、器具及び備品	3,313	2,670	資産除去債務	514	514
土地	13,250	13,482	その他	731	797
リース資産	89	78	負債合計	306,034	304,937
建設仮勘定	10,176	8,500	(純資産の部)		
無形固定資産	8,047	4,100	株主資本	158,402	146,225
ソフトウェア	7,802	3,741	資本金	69,395	69,395
その他	245	358	資本剰余金	21,467	21,467
投資その他の資産	192,920	194,382	その他資本剰余金	21,467	21,467
投資有価証券	24,249	37,732	利益剰余金	68,099	55,925
関係会社株式	96,599	92,728	利益準備金	2,471	1,871
関係会社出資金	44,479	44,998	その他利益剰余金	65,627	54,053
関係会社長期貸付金	25,404	21,399	繰越利益剰余金	65,627	54,053
前払年金費用	4,581	4,288	自己株式	△559	△561
繰延税金資産	6,975	2,633	評価・換算差額等	9,498	17,850
その他	5,739	5,141	その他有価証券評価差額金	10,060	17,587
貸倒引当金	△15,108	△14,539	繰延ヘッジ損益	△561	262
資産合計	473,935	469,013	純資産合計	167,901	164,075
			負債及び純資産合計	473,935	469,013

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第198期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第197期 (ご参考) (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
売上高	440,675	473,626
売上原価	400,926	431,424
売上総利益	39,749	42,201
販売費及び一般管理費	39,217	37,054
営業利益	531	5,147
営業外収益	15,707	23,222
受取利息及び配当金	13,976	22,408
その他	1,730	814
営業外費用	4,247	5,750
支払利息	1,206	1,314
為替差損	416	150
貸倒引当金繰入額	1,258	2,871
関係会社事業損失引当金繰入額	532	285
その他	833	1,128
経常利益	11,991	22,619
特別利益	9,904	4,001
固定資産処分益	5,684	236
関係会社株式売却益	—	2,225
投資有価証券売却益	2,947	1,109
退職給付信託設定益	1,186	—
その他	85	430
特別損失	2,563	5,075
固定資産処分損	482	2,172
減損損失	212	2,428
関係会社株式評価損	896	159
製品補償費用	352	80
災害による損失	238	11
その他	380	223
税引前当期純利益	19,332	21,546
法人税、住民税及び事業税	1,877	841
法人税等調整額	△722	△805
当期純利益	18,177	21,510

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

古河電気工業株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 浩一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池田 太洋 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古谷 大二郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、古河電気工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、古河電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において

独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

古河電気工業株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢 野 浩 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池 田 太 洋 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古 谷 大 二 郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、古河電気工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第198期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独

立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第198期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 当社は、自動車部品取引に関し、ブラジル競争法当局の調査を受けております。このほか、電力ケーブル事業を営む(株)ビスキャスに対して、ブラジル競争法当局による調査が行われておりましたが、本年4月に、ブラジル競争法当局より課徴金の賦課決定が下され、同社ではこの決定を受容することといたしました。なお、当社および当社子会社は、競争法違反行為に関して、一部の顧客などから、損害の賠償を求められています。上記は、いずれも過去の行為に起因するものであり、現時点においてはこれらの行為は行われておりません。また、当社グループにおいては、独占禁止法・競争法のみならず、贈収賄防止等、他の法領域を含む近時の各国・地域における規制強化に対応すべく、役員への教育の充実や内部監査部門によるモニタリング強化といった活動をグループ全体で展開し、コンプライアンスの徹底に努めていることを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

古河電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役 天 野 望 ㊟

常勤監査役 柏 木 隆 宏 ㊟

常勤監査役 溝 田 義 昭 ㊟

社外監査役
(非常勤) 藤 田 讓 ㊟

社外監査役
(非常勤) 塚 本 隆 史 ㊟

社外監査役
(非常勤) 酒 井 邦 彦 ㊟

以 上

Handwriting practice lines consisting of 24 horizontal dashed lines.

株主総会会場略図

開催
日時

2020年6月23日（火曜日）午前10時
(受付開始：午前9時)

開催
場所

東京プリンスホテル2階「プロビデンスホール」

東京都港区芝公園三丁目3番1号 電話 (03) 3432-1111

昨年と同じホテルですが、会場が異なりますので、
お間違えのないようお願い申し上げます。



最寄駅の
ご案内

■ 都営地下鉄 三田線

「御成門駅」

A1出口 から徒歩約 1 分

A6出口 から徒歩約 3 分

※A6出口には、エレベーターがございます。

■ 都営地下鉄 大江戸線

「大門駅」

A6出口 から徒歩約 7 分

■ 都営地下鉄 浅草線

J R 山手線・京浜東北線

「浜松町駅」

北口 から徒歩約10分

● お願い：当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

古河電気工業株式会社

<https://www.furukawa.co.jp/>

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを
使用しています。